

日本標準産業分類改定に関する各府省及び地方公共団体からの意見等への対応案

本資料は、「『日本標準産業分類』の第13回改定に関する意見等について(照会)」(平成24年4月11日付け総政審第112号)により関係機関へ照会し、提出のあった回答を内容別に整理したもの。

意見等に対しては、産業分類の改定作業の中で検討し、その結果を「対応欄」に記載している。

また、検討に当たっては、関係府省及び学識経験者からなる統計分類専門会議(産業分類検討チーム)を開催し、改定案を取りまとめた。

意見等について

意見の等の合計:153件

(内訳)

- ・改定作業に関する全体的意見:26件 (各府省等13件、都道府県8件、政令指定都市5件)
- ・一般原則に関する意見:12件 (各府省等12件)
- ・各産業分類に関する意見(項目の新設や移動、説明文や例示に関するもの):115件 (各府省等106件、都道府県2件、政令指定都市7件)

産業分類検討チームについて

(目的)

- ・日本標準産業分類の改定に当たり、学識経験者の意見等を踏まえて、分野別及び全体的に専門的な検討を行い、改定案をとりまとめる。

(構成)

- ・学識経験者、審議協力者、関係府省等

(開催時期)

- ・第1回(平成24年6月27日)～第12回(平成25年2月20日)

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
1	-	-	改定作業	時系列接続の確保、データ利用の利便性の観点から、ある程度の期間を置いた改定をお願いしたい。	国勢調査では、前回結果を今回調査の分類に合わせる遡及集計を行っている(大量の人的リソースを必要とすることから、1回分の遡及集計を行うのが限界)。現在、 ・22年調査の分類での結果 22年結果、17年結果 ・17年調査の分類での結果 17年結果、12年結果 を提供しているが、上記のような”頻繁に発生する時系列データの断絶”について、苦情に近い意見も寄せられ、対応に苦慮することがあるため。	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)において、「設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」とされており、検討の結果、必要なものは改定する予定である。
2	-	-	改定作業	社会経済の変化に対応する必要性は否定しないが、分類改定の頻度と程度には御配慮いただきたい。	たび重なる分類変更は時系列比較に不便であるのみならず、過去の統計を新分類に組みかえることによる数値の変化は、統計への信頼性にも影響を与えかねないため。	
3	-	-	改定作業	平成24年経済センサス 活動調査結果の公表に留意されたい。	平成24年経済センサス 活動調査の結果を待って改定作業を行う方が、事業所数、従業者数、生産額の3つの指標を踏まえた改定が可能なのではないか。 平成24年経済センサス-活動調査結果(確報)産業細分類別は、平成25年夏以降に予定しているため。	平成26年経済センサス 基礎調査に間に合わせるためには、今回のスケジュールで行う必要がある。 次回改定に当たっては、改定作業時期及び方法について、予め関係府省と十分な協議を行い、検討することとする。
4	-	-	改定作業	改定の時期は、平成26年経済センサス 基礎調査の実査に影響を与えないように留意されたい。	新産業分類の経済センサスへの適用は、基礎調査から実施したいため、改定に当たっては、基礎調査に係る事務日程に留意されたい。 (参考)基礎調査に係る事務日程 ・承認申請(調査票) 実施時期:25年1-2月(産業大分類) ・調査用品原稿作成(産業分類冊子) 実施時期:25年11-26年1月(産業小分類)	平成26年経済センサス 基礎調査の実査に支障がないスケジュールで改定作業を行うこととする。
5	-	-	改定作業	大分類や「製造業」中分類において、より大きな括りで分類を設定していただきたい。	大分類や「製造業」の中分類が細かくなりすぎており、労働力調査等において就業者、雇用者の動きについて説明ができないため。 (備考) 例えば、厚生労働省「就労条件総合調査」では、「製造業」の中分類において一部を合併し、「消費関連」「素材関連」「機械関連」などの産業として取り扱っている。	個々の調査の設計にも関わるので、必ずしも分類だけの問題ではないものとする。なお、個々の設計において、必要に応じて分類項目の統合を行うことは可能である。
6	-	-	改定作業	学識者などの統計ユーザーに改正の内容だけでなく、改正頻度についても意見を聞いた上で改正することとしていただきたい。	サービス分野の分割化など、改定をすること自体は必要性があると思われるが、間隔を置かない頻繁な改定は、結果としてユーザーにとって非常に使いにくい統計となってしまう恐れがあるため。	現在の基本計画の策定過程においてそのような議論はなされているものとする。
7	-	-	改定作業	各種統計における集計の際の、新旧分類の接続に係る統一的なルールを設けることを検討していただきたい。	各種統計の集計に新分類を反映させる場合に、ユーザーが新分類ベースの値と旧分類ベースの値で接続し、推移をとることが困難であるため。	新旧対応表により必要な情報の提供は行うが、旧分類で表章した数値を新分類に組み替えて推計する際の統一的なルールの策定は困難とする。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
8	-	-	改定作業	改定前後での分類に接続性を持たせていただきたい。	改定により、区分が変更され、接続性がなくなると、様々な統計において時系列での比較が困難になるため。	産業分類の改定に当たっては、統計の時系列確保も考慮する必要があるが、産業構造の変化等を反映するためには、それができないこともやむを得ないと思われる。その場合は、可能な限り、調査実施者において組替え集計などで統計ユーザーのために対応いただいているところ。 なお、前回、前々回はにおいては大分類の新設等を含む大規模な改定であったが、このようなことが各回あるということはあまり想定できないもの。
9	-	-	改定作業	分類変更は、統計のユーザーによって、旧系列を再現することが可能な形式で行って頂きたい。具体的には、内訳項目の細分化や新設を通じた分類の組み替えを中心として頂きたい。	各種統計を分析するユーザーの多くは、比較可能な長期時系列のデータを必要としているため。	
10	-	-	改定作業	改定で分類等を組み替える場合は、平成20年工業統計のように従来統計との連続性の把握が困難にならないよう配慮願いたい。		
11	-	-	改定作業	県民経済計算の推計にかかる支障を最小限にとどめるようにしていただきたい。	第12回改正で分類が大きく変わった時に、県民経済計算の推計における産業分類の組み替え作業が非常に大変であったため。	
12	-	-	改定作業	日本標準産業分類の改定にあたっては、過去の統計と時系列で比較できるようにすること。(例えば、中分類レベルで分割や統合を行う等、容易に接続できるように配慮してほしい。) なお、サービス業の多様化に対応し新たな分類を創設するなど単純な時系列比較が困難な場合は、過去に遡及した長期時系列表を作成するなど、時系列比較を担保されたい。	これまで行われた産業分類の改定では、改定の前後で分類の項目が大きく異なるものがあり、時系列比較が困難な場合がある。例えば、産業の中でもウエイトが高い製造業の場合、工業統計に長期時系列表がなく、産業中分類レベルで比較するためには、小分類・細分類レベルで組み換える必要がある。しかし、細分類に秘匿データがあり、完全な組み換えができず、比較できないものもあるため(機械器具など)、経済の実態把握に影響が生じているため。	
13	-	-	改定作業	分類項目を統合、分割、移動等する場合には、統計データの継続性確保の観点からの配慮を行っていただきたい。	市民経済計算推計業務において、過去10数年間分の統計データを使用しているため。	
14	-	-	改定作業	統計の継続性をできるだけ担保した(時系列比較が可能となる)形の分類を検討願いたい。		
15	-	-	改定作業	できる限り改定項目を、細分化したりしないでほしい。	時系列比較等に煩雑な作業が伴い、統計表作成等に支障をきたすため。	

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
16	-	-	改定作業	分類の名称変更や統合等に際しては、過去の分類名称との継続性(分類間の接続)が確保できるよう配慮してほしい。	分類名称の継続性(分類間の接続)が途切れてしまうと、各種資料の長期的なスパンでの表章、比較が困難となる恐れがあるため。	新旧対応表により、変更の内容が的確に把握されるように配慮したい。
17	-	-	改定作業	現在の項目と同じ内容のものは分類番号の変更を行わない方向でお願いしたい。	客体が混乱するため	
18	-	-	改定作業	分類の変更に際しては、分類組替え、組戻しツールをエクセルワークシートの形で提供してほしい	県民経済計算などの統計に利用する場合、過去との連続性を保つための組戻しや過去データの新分類への組替えを行う場合があり、担当者が独自に行っているが、組替え、組戻しツールが提供されれば、効率的かつ正確な作業が見込めるため。	新旧対応表により必要な情報の提供は行う。
19	-	-	改定作業	改定前後の調査結果の継続性を確保していただきたい。ついては、コンパータ表を作成する等の措置をお願いしたい。	調査結果利用者の利便性を確保し、経年変化比較を容易にするため。	
20	-	-	改定作業	国際標準産業分類とどこまで合わせるのか、具体的な考え方を示されたい。	具体的な検討状況を把握したいもの。	第12回改定日本標準産業分類において国際標準産業分類(ISIC)と可能な範囲での対応をとったもの。分類項目の新設等ある場合は、国際比較の観点から検討を行う。
21	-	-	改定作業	日本標準産業分類(細分類)と国際標準産業分類の対応表を公表して頂けると有り難い。ホームページでは、「日本標準産業分類と国際標準産業分類の分類項目比較表」は公表して頂いているが、細分類ベースの対応関係があると助かる。	物価指数の作成方法を検討する国際会議等では、国際標準産業分類をベースに調査すべき商品・サービスや、各国の統計作成力バレッジが議論されているため、国際標準産業分類と日本標準産業分類の対応関係を参照できると大変有り難い。	各府省で確認いただいた上で公開することを検討。
22	-	-	改定作業	「無店舗小売業」、「管理、補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点等を把握・検証(第12回改定にかかる統計審議会答申における指摘事項より)とあるが、いつ、誰がどのように実施したのか又は実施する予定か具体的に示されたい。	具体的な検討状況を把握したいもの。	事務局において経済センサス-基礎調査における実査上の問題点の有無等を検証。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
23	-	-	改定作業	組合はさまざまな目的で設立される。これらの分類についての考え方を例示してほしい。特に組合のうち、金融資産への投資を目的に設立されるもの(集団投資スキーム)の分類について例示してほしい。		<p>・組合の一例として、「市街地再開発組合」については、取り扱う業務に応じ不動産業に分類される可能性があるものの、あくまで市街地再開発事業を行うことを目的として設立される法人であるということで、組合は組合の主たる活動によって分類されるという考えを確認している。</p> <p>・集団投資スキームについては、以下のとおり考える。</p> <p>金融商品取引法では、いわゆる集団投資スキーム持分の自己募集や出資・拠出を受けた財産の自己運用(有価証券等投資に限る)を業としている者に対して、原則として金融商品取引業の登録を受けることを義務付けている。 (自己募集については「第二種金融商品取引業」、自己運用については「投資運用業」の登録が必要。前者は「6511 金融商品取引業(投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く)」、後者は「6513 投資運用業」に分類される)</p> <p>集団投資スキーム持分(もちぶん)とは、 他者から金銭などの出資・拠出を集め、 当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、 その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組みに関する権利のことで、 法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金商法の規制対象である「有価証券」とみなすこととされている。</p> <p>また、資産流動化型で特定目的会社として設立しているもの、投資信託及び投資法人は「6499他に分類されない非預金信用機関」に分類されることになると考えられる。</p> <p>以上のように、集団投資スキームを例示として挙げることについては、複数の産業分類にわたるため難しいと考える。</p>
24	-	-	改定作業	前回の改定以降に新しく設立された公的機関や独立行政法人について、該当する産業分類項目に例示していただきたい。	産業分類に基づいて作成している業種別貸出金調査表等の報告先より、各公的機関・独立行政法人がどの分類項目に該当するかについて頻繁に照会があるため。	公的機関等の例示については更新を行い、所管する省庁で確認している。 (今回の改定後に発生する新組織等の分類については、今までと同様、変更が発生した都度事務局に照会頂ければ対応する。)
25	-	-	改定作業	分類ごとに事業者等が出荷額等を把握・回答できるかどうか配慮願いたい。	実際の調査で分類ごとの出荷額等を正確に把握できなければ統計的にはデメリットが多いと思われるため。	実際に統計調査を行っている各府省の意見も聴いて、改定案を策定している。また、分類ごとに含まれる産業がより明確になるように説明文・内容例示の充実等も図ることとしている。
26	-	-	改定作業	各分類に「サービス業」が多く見られるが、「サービス」という文言の使い方が理解できない。例えば「飲食サービス業」という表現と「飲食業」では何がどう異なるのか。	<p>いろんな分類に「サービス業」が有り、一般に言われる「サービス業」と意味合いの乖離があり、統計利用者の混乱を招いていると考えられる。</p> <p>現状では、対象が定義し辛いものに「サービス業」と言っているように思われる。</p> <p>「サービス」とは何かを明確にし、文言を使うにあたっては、先に他の文言に置き換えられないか、また使わずに表現できるかを検討すべきではないか。</p> <p>(備考) また、いわゆる逆引きで「サービス業」ばかりを集めると「サービス業統計」が自動的に出来上がる様な分類として欲しい。</p>	サービス業とは一般に役務の提供を行う産業を指すが、日本標準産業分類上の明確な定義はない。分類項目名は利用者に分かりやすい一般的な名称となるように考慮している。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
27	-	-	一般原則	産業の定義 産業に含まれないものは「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給」と定義されているが、「犯罪などの行為による経済活動」も含まれないものとして定義してはどうか。	含まれないものの定義が、既存の記述だけでは判断できないため。	「犯罪などの行為」がどのようなことを想定しているかが不明であるが、例えば、違法な経済活動とか、無許可・無届けの経済活動とかは、統計調査実施上、区別がつかないと思われるため、定義の中でそれらを除外することは適当ではないのではないか。 現行のままとする。
28	-	-	一般原則	分類の基準 分類の基準が3つ挙げられているが、それらの優先順位を明示する必要はないか。また、将来的には供給側の視点で統一してはどうか。	今後予定されている商品分類の改定とも関連して、産業分類、商品分類それぞれにおける視点の明確化が必要と考える。	現在の個々の産業分類項目の成り立ちや構築方法等を勘案すると、分類の基準として優先順位を設けることは困難と思われる。 現行のままとする。
29	-	-	一般原則	事業所の分類に際しての産業の決定方法 主要な経済活動を付加価値(又は、その代理指標)で決定するとしているが、付加価値を発生する活動と発生しない活動が混在している場合の決定ルールを示されたい。 例： 自家用倉庫の一部(面積比で半分以下)を利用して倉庫業に相当する活動を行った場合 寺院の敷地の一部を有料駐車場として営業した場合 また、付加価値を発生する活動同士を比較する場合であっても、単純に付加価値の大小で比較することが妥当とは言えない次のようなケースもあり、この場合の決定ルールの明記が必要 ホテルの宴会収入が宿泊収入を上回った場合 有料の博物館に設置されたレストランの売り上げが入館料を上回った場合	左記のケースの考え方が整理されていないため、実際の統計作成にあたって産業分類格付けに支障をきたしている。	産業の決定方法について、一般原則によることができない場合は、個別に検討し、必要があれば各産業分類の説明文を修正する方針。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
30	-	-	一般原則	管理事務の定義を明確にされたい。	補助的経済活動との区別が困難である。	もともとの出発点は、本社・支社のような経済活動を分類上どう整理するか、でありそれらが行っている事務を管理事務と呼び、それらの事務は、産業によっても異なるため、事務の例示を説明文に書き込んでいる。 また、補助的経済活動も同様であり、「自家用倉庫」の扱いの検討の結果として現在の分類があり、類似した「自家用車庫」、「自家用修理工場」等を「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」と呼んでいるものである。
31	-	-	一般原則	管理業務が主か否かの決定方法において、そのルールを示されたい。	付加価値を生み出す活動すなわち市場取引のある活動と、市場取引の無い活動が同一事業所で行われている場合、どのように比較して主な活動を決定するのが不明である。	
32	-	-	一般原則	補助的経済活動の定義を明確にされたい。	管理事務及び本業との区別が困難である。	
33	-	-	一般原則	「管理業務」の意味が 本社事業所としての活動 株式保有によって支配しているグループ内他 企業の経営支配 の2種類の意味に解され紛らわしい。いずれの 意味かが明確になる記述とすべきである。	どちらの意味で解するかにより、当該事業所の産業決定方法が大きく異なる。	
34	-	-	一般原則	「管理、補助的経済活動」を行う事業所に関する分類を見直していただきたい。	現行では、全ての中分類の下に小分類、細分類が設定されているが、このレベルでの設定の必要性について再検討が必要と考えられる。 (備考) 全ての中分類の下に 小分類XX0「管理、補助的活動を行う事業所」、細分類XX00「主として管理事務を行う本社」、XX09「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」が設けられている。	ISICやNAICSのようにサービス業に本社活動をまとめてしまうと各産業における管理活動が分からなくなってしまう。 経済センサス-活動調査の調査結果により検証を行った上で再度検討すべきものと考えられる。 現行のままとする。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
35	-	-	一般原則	文章の意味が分かり難い。以下の意味と解釈しているが書きぶりを工夫されたい。 事業持株会社である事業所(会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ)は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、 純粋持株会社である事業所(経営権を取得した会社に対する管理機能経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う)は、大分類「L-学術研究、専門・技術サービス業」の「7282 純粋持株会社」に分類する。	文章の構造(主語と述語の関係や接続等)が分かり難い。	持株会社に関して、「会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ」事業持株会社には「管理活動以外の事業が主である事業所」と「管理活動が主である事業所」があると考え。 一方、純粋持株会社は「会社としての事業活動を行わず、子会社に対する管理活動のみを行っている事業所」であると考え。 よって、現行の純粋持株会社の一般原則の記述は「経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・・・等)が中心の事業を行う」とあるが「会社の事業を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・・・等)を持つ」に修正する。
36	-	-	一般原則	純粋持株会社の事業を、「経営権を取得した会社に対する管理機能経営戦略の立案・・・等が中心」としているが、この「中心」の意味が7282の説明文における「本業を持たず」の意味であるなら、「中心」の語をはずしてはどうか。	中心という語が、子会社等の支配が「大部分」の業務という意味であるなら、別に本業もあるような誤解が生じるので、はずしてはどうか。	
37	-	-	一般原則	「持株会社」に関する分類を見直していただきたい。 (持株会社の「定義」の明確化(本社部門の関係も含む)、属する上位分類をどの分類にするかなどの検討が必要)	純粋持株会社及び事業持株会社に該当する企業の扱いが不明確である。また、「7282純粋持株会社」を「専門サービス業」として位置づけることが適切であるか、再検討が必要であると思われる。	
38	-	-	一般原則	本意見(要望)は、総務省はじめ関係10省庁の共同作業で作成している「産業連関表」において、産業連関表のあるべき姿を体現するに欠かせない産業分類の体系、又、産業連関表の計数推計作業において幅広く活用する産業分類を適用した各種統計調査が、より産業連関表の作成にマッチするような改正がなされることを要望し、以下に提示するものである。 産業分類の基準を「供給サイド」の概念に統一していただきたい。 (日本標準産業分類 第2章 一般原則 第3項 分類の基準 中、少なくとも(1)生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能など)より、(2)財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術など)を優先させるべきである。)	産業連関表では産業(アクティビティ)に関する安定した投入構造の把握が求められているため、これに適した「供給サイド」分類の概念を日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)上で統一して適用すれば産業連関表の精度向上に資する。現在の産業分類は、供給サイドと需要サイドの概念が混在している。(例:供給サイド:木製家具、金属製家具等、需要サイド:医療用機械器具製造業、運動用品製造業等) (備考) 「供給サイド」の概念とは、製造方法、生産技術の同質性・類似性で分類する概念。対して「需要サイド」の概念があるが、これは、用途・機能の同質性で分類するもの。	現在の日本標準産業分類の構成及び国際標準産業分類の動向等に鑑みると、中長期的な検討課題であると考えられる。 なお、意見中「需要サイドの分類」として例示されている医療用機械器具製造業、運動用品製造業については、ISIC、NAICSともに、現行JSICと同様の分類となっている。 ISIC ver.4 大分類C 製造業 中分類32 その他製造業 小分類323 スポーツ用品製造業 325 医療及び歯科用機器・備品製造業 NAICS 2012 大分類31-33 製造業 中分類339 その他の製造業 小分類3391 医療用機器・用品製造業 3399 その他の他に分類されない製造業 細分類33992 スポーツ・運動用品製造業

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
39	A 農業, 林業	01	移項 新設	屋内において、生育室、培養室を利用する等、自然の影響を受けずに農作物等を栽培する等の事業を行う事業所を、それ以外の事業所と区分していただきたい。	屋内において、生育室、培養室を利用する等、自然的条件の影響を受けずに農作物等を栽培する等の事業所については、労働基準法等の適用上、「農業」ではなく、「食料品製造業」に分類するのが妥当と考えられる事業所も含まれていると思料される。 具体的には、ビニールハウス等を利用し農作物等を栽培する事業所と異なり、太陽光や気温等を全く利用せず、人工光の利用や機械的に温度調整をする等の方法を用いて農作物等を栽培する事業所等がある。 このような態様の事業所について、実態に則した分類をするためには、区分して集計する必要があるが、「日本標準産業分類」上の「農業」「食料品製造業」において、明確な区分がなされていないため。	現行の産業分類では、野菜などの農産物の栽培を耕種農業と定義し、栽培行為を伴うことで事業所を分類しており、太陽光から遮断した室内で、人工の光や機械的な温度管理等を行っていたとしても、農産物の栽培を行っていることには、天然光の下の栽培と差異はない。また、ハウス栽培などでは、日照の調整や温度調整等を行うといった生産環境の制御下で生産が行われている。 一方、製造業の定義では「有機又は無機の物質に物理的・化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売りする事業所」となっており、これには種子が成長して農産物が得られることは含まれないと解される。 以上のことから、自然の影響を受けずに農作物等を栽培する事業所は、引き続き農業に含めることとする。
40	A 農業, 林業	012	説明文	「0122 肉用牛生産業」・「0123 養豚業」の説明文「飼養」と、「0124 養鶏業」・「0125 畜産類似業」・「0129 その他の畜産農業」の説明文「飼育」について、単語を使い分けている理由を示されたい。	使い分けている意図がないのであれば統一の単語のほうがわかりやすい。	他法令等を参照したところ、畜産物の生産や使役を目的として飼ういわゆる家畜については飼養(例:家畜伝染病予防法、農業災害補償法)、展示動物や愛玩動物等の動物については飼育(例:薬事法、公立博物館の設置及び運営に関する基準)という単語が使用されている。 このため、「肉用牛生産業」、「養豚業」については「飼養」という単語を、「畜産類似業」、「その他の畜産農業」については「飼育」という単語を用いることとする。 なお、「養鶏業」については、従前、家きんが家畜とは異なるものとして認識されていたため、「飼育」との単語が使用されたものと考えられるが、現在では他法令等においても家畜の中に家きんが包含されているとともに、当該分類の大分類の総説の表記との整合を図る上でも、「飼養」の単語を用いることとする。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
41	A 農業, 林業	0141	移項	<p>第13回改定の着眼点である産業構造の変化等への対応に関する意見ではないが、経済のサービス化が進展する中で、請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所を「0141 園芸サービス業」として、専門的・技術的サービス産業の事業所としては捉えず、従前からの認識のままに、大分類A - 「農業、林業」の産業分類に含めていることは実態に即していない。</p> <p>「0141 園芸サービス業」は、大分類L - 「学研究、専門・技術サービス業」の「7499 その他の技術サービス業」に分類替えすることが必要であると考え。</p>	<p>戦後、農業の副業として「植木苗生産」並びに「植木業」が営まれてきた経緯を踏まえて、造園業(植木業)については、大分類A - 「農業、林業」 中分類01 - 「農業」 小分類014「園芸サービス業」 細分類0141「園芸サービス業」に分類されていると思われる。</p> <p>近時における造園業は、庭師等の個人事業者から、20～30人前後の従業員を抱える専門事業者、さらには建設会社や不動産会社の一部門、商社などの事業者が存在する。それらの中で、D - 「建設業」の「0622 造園工事業」を除く事業所においては、造園設計・施工や非農地に樹木を育成管理し、庭の手入れを行うなど、農業の範疇をはるかに離れて、専ら造園業を主たる事業内容としている事業所が多く存在し、他方、農業の副業である農家の「植木業」は減少傾向にある。</p> <p>また、造園業従事のためには、造園技能士、街路樹剪定士、造園施工管理技士、土木施工管理技士、植栽基盤診断士などの資格が必要とされ、造園業は、個人や事業所の造園工事や植木植栽管理、ガーデニングなどのスペシャリストとして、専門的・技術的サービスを提供する事業所である。</p> <p>並びに、園芸サービス業は、経済センサスの調査対象であるものの、農林業センサスの調査対象にはなっていない。</p> <p>以上のとおり、園芸サービス産業の実態をより正確に統計に反映させるためには、L - 「学研究、専門・技術サービス業」の「7499 その他の技術サービス業」に分類替えすることが妥当である。</p> <p>(備考) 平成21年経済センサス基礎調査結果では、園芸サービス業の事業所は、全国で2,523事業所、常用労働者数は21,420人となっている。</p>	<p>11回改定で議論となるも、観念的には今回の意見のような整理となるが、農業との兼業の実態がわからない(データによる確認等ができなかった)ことから、引き続き農業においておくと整理。</p> <p>現段階においても、データによる実態確認が困難なことから、現行のままとする。</p>
42	A 農業, 林業	0231	説明文	<p>「0231 製薪炭業」 薪の製造の説明文について「直営による薪の切出製造を行う事業所」を「主として薪の製造を行う事業所」と修正されたい。</p>	<p>「製薪炭業」の説明及び例示には、「切出」や「伐出」とあり、山林での作業と思える内容だが、原料として丸太等を購入して薪製造を行っている事業所も存在するため、これが含まれるのであれば、それに即した説明文とする必要があると考えため。</p> <p>なお、「1211 一般製材業」の例示は「木材小割業(薪製造を除く)」との説明のみとなっており、山林以外での薪製造業も「製薪炭業」に含まれると解される。更に、木炭の製造業については、説明文が「主として木炭を製造する事業所」となっており、山林での作業かどうかに関係なく「製薪炭業」となっている。</p>	<p>意見を踏まえ、説明文を「主として直営による薪の製造又は木炭の製造を行う事業所をいう。」に改め、「薪伐出製造業」を「薪製造業」に改める。</p>
43	B 漁業	04	説明文	<p>「04 水産養殖業」の総説 「陸上養殖」による生産物は養殖に用いる水の種類により小分類「041 海面養殖業」及び「042 内水面養殖業」に振り分ける旨を明記されたい。</p>	<p>昨今の養殖技術の画期的進歩により、内陸部において海産物の養殖が行われ、実業化している。現在の区分、定義では当該産業活動があてはまらないため。</p>	<p>総説の説明文に「なお、陸上における養殖のうち海水を用いて養殖を行う事業所は041海面養殖業に分類される。」と記述し、明確化する。</p>
44	C 鉱業、採石業、砂利採取業	C	総説	<p>総説の「硫黄鉱を掘採し、硫黄の製錬を行う事業所及びろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。」の記述は必要か。</p>	<p>硫黄鉱は日本国内にはないため、総説で強調することはないのではないか。また、ろう石クレー、陶石クレーの製造のみを行う事業所が製造業に分類されないのはなぜか。</p>	<p>硫黄鉱は記述から削除。ろう石クレー、陶石クレーの製造が当大分類に含まれた経緯は解明できないため、現行通りとする。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
45	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	C	総説	他産業との関係の(1)「鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は大分類E - 製造業[23]に分類される」について、[22]も追加されたい。	鉱石から含有する金属を抽出するための製錬には鉄の製錬(製鉄)も含むのではないか。	意見を踏まえ、総説の修正を行う。 鉱業, 採石業, 砂利採取業と他産業との関係 (1) 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は大分類E - 製造業[22]鉄鋼業及び[23]非鉄金属製造業に分類される。
46	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	054	説明文	「054 採石業, 砂・砂利・玉石採取業」内の細分類「 <input type="checkbox"/> 岩・同類似岩石採石業」の同類似について、分類の視点を明記されたい。	同類似とは何をもって類似とするか不明である。	・類似とは、成分の近いものであり、明確に <input type="checkbox"/> 石と区分されていないものを指している。 岩石は、天然のものであり、成分は一定ではなく、同じ名称の岩石であっても結晶の仕方や成分の幅があり、類似のものも存在する。 現行のままとする。
47	D 建設業	0623 063	移項	「0623 しゅんせつ工事業」及び「063 舗装工事業」を「07 職別工事業」へ移項されたい。	「06 総合工事業」は、土木施設、建築物を完成させることを請負う事業所が分類される。一部の工程を請負うことが主業となる事業所については「07 職別工事業」に分類されるのが適当なため。	舗装工事業及びしゅんせつ工事業は、「土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事」とは言えないことから、現行の分類を維持することが適当。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
48	E 製造業	E	総説	総説の(2)(オ)「自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売すること。」は卸売の業務の説明ではないので別に記述してはどうか。	店舗がなければ個人に販売しても製造小売とはせず、製造業とする と明記して頂きたい。	・(2)(オ)については、卸売業務の説明ではなく、製造業とする業務(新製品の製造加工+卸売)としての説明であるので、(2)の卸売業務の説明とは別項目として説明文を作成し、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売することを製造業とすることを明示する。 以下、案文 大分類E - 製造業 総説 製造業 製造業とは、主として新たな製品の製造加工を行い、その製品を卸売する業務を行う事業所をいう。 (1) 新たな製品の製造加工を行う事業所であること。 したがって、単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。 なお、完成された部分品を組み立てるだけの作業(組立作業)を行う事業所は製造業に分類される。 ただし、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としない。また、修理と呼ばれる行為のなかには、製造行為とみなされるものがあり、そのような事業所は製造業に分類される。 すなわち、船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール並びに金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う事業所である。 (2) 新たな製品を主として卸売する事業所であること。 ここでいう卸売とは次の業務をいう。 (ア) 卸売業者又は小売業者に販売すること。 (イ) 産業用使用者(工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。 (ウ) 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売すること。 (エ) 同一企業に属する他の事業所(同一企業の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。 <u>上記(1)及び(2)の条件を備えた事業所が製造業となる。</u> <u>ただし、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合(製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している)には、製造業となる。</u> <u>一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。</u>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
49	E 製造業	0971 0972	例示 「0971 パン製造業」 「0972 生菓子製造業」 「蒸しパン製造業」は生菓子製造業で示されているが、菓子パン「パン製造業」に含まれるのではないか。	パンと生菓子の切り分けが明確でない。 (製造業の蒸しパンについては、H24経済センサス-活動調査の分類表では、製造業-パン-菓子パンに例示がある。)	・日本標準産業分類では、第9回改定(昭和59年)から、「パン製造業」の内容例示に「×蒸しパン」を追加、「生菓子製造業」の内容例示に「蒸しパン」を追加している。 ・JAS法に基づくパン類品質表示基準におけるパン類に蒸しパンは該当しない。パン類品質表示基準では、パン類は「焼いたもの」となっており、「蒸す」事により製造される蒸しパンとは異なる。 パン類品質表示基準より 「パン類」次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの(以下「パン生地」という。)を焼いたものであって、水分が10%以上のもの 2 あん、クリーム、ジャム類、食用油脂等をパン生地で包み込み、若しくは折り込み、又はパン生地の上部に乗せたものを焼いたものであって、焼かれたパン生地の水分が10%以上のもの 3 1にあん、ケーキ類、ジャム類、チョコレート、ナッツ、砂糖類、フラワーペースト類及びマーガリン類並びに食用油脂等をクリーム状に加工したものを詰め、若しくは挟み込み、又は塗布したもの 「食パン」 パン類の項1又は2に規定するもののうち、パン生地を食パン型(直方体又は円柱状の焼型をいう。)に入れて焼いたものをいう。 「菓子パン」 パン類の項2に規定するもののうち食パン以外のもの及び同項3に規定するものをいう。 「その他のパン」 パン類の項1に規定するものであって、食パン以外のものをいう。 現行のままとする。	
50	E 製造業	0999	例示 「0999 他に分類されない食料品製造業」の例示「クロレラ製造(養殖)業」は「クロレラ製造(培養)業」とするのが適切ではないか。	養殖は、水産業で行うものであるため。	・クロレラの製造会社のHP等を確認したところ、いずれも培養との記載。 培養(大辞泉より) 1 草木を養い育てること。「花卉(かき)を する」「土」 2 動植物の胚や組織または微生物を人工的に生活・発育・増殖させること。「癌(がん)細胞を する」 3 物事の根本を養い育てること。「観察力を する」 養殖(大辞泉より) 魚・貝・海藻などを人工的に飼育・繁殖させること。「 漁業」 クロレラ 淡水産のクロレラ属の緑藻の総称。単細胞からなり、球状で、クロロフィルや良質のたんぱく質を多く含む。緑色植物として最も繁殖力が強い。光合成の研究などに用いる。 内容例について、「養殖」「培養」への修正を行う。 「クロレラ製造(培養)業」	

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
51	E 製造業	112	新設	<p>現行産業分類の定義だと、織物生産量の7割を占める合成繊維織物が、それぞれの細分類に含まれるため、我が国には天然繊維織物のみが存在することになってしまうため、合成繊維織物業を細分類として新設する。</p> <p>現行産業分類は、以下の通り分類され、定義されている。</p> <p>112 織物業 1121 綿・スフ織物業 主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅13.0cm以上の織物を製造する事業所</p> <p>1122 絹・人絹織物業 主として生糸、絹紡糸、合成繊維長繊維などで、幅13.0cm以上の織物を製造する事業所</p> <p>1123 毛織物業 主として毛糸、紡毛糸、合成繊維紡績糸などで、幅13.0cm以上の織物を製造する事業所</p> <p>1124 麻織物業 主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅13.0cm以上の織物を製造する事業所</p> <p>1125 細幅織物業 主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸などで、幅13.0cm未満の細幅織物を製造する事業所をいう。</p> <p>1129 その他の織物業 主として他に分類されない幅13.0cm以上の織物を製造する事業所</p>		検討により今回の改定では見送る。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
52	E 製造業	1144	移項	「1144 織物整理業」は小分類114の最後に移項した方がよいのではないか。	繊維辞典によると織物整理とは染色以降の作業であり、本小分類の中では最後に置くのがふさわしいと考える。	<p>・小分類114染色整理業の配下の細分類の定義は次のとおりである。</p> <p>「1141綿・スフ麻織物機械染色業」 主として綿、スフ、麻織物及び綿、スフ、麻風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附带加工を行う事業所をいう。</p> <p>「1142絹・人絹織物機械染色整理業」 主として絹(絹紡を含む)、レーヨン織物及び絹、レーヨン風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附带加工を行う事業所をいう。</p> <p>「1143毛織物機械染色整理業」 主として毛織物及び毛風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。</p> <p>「1144織物整理業」 主として織物(毛織物及び毛風合成繊維織物を除く)に機械による幅出し、乾燥などの処理を行う事業所(専業)をいう。</p> <p>「1145織物手加工染色整理業」 主として織物に人力による精練、漂白、浸染、なっ染、その他の処理を行う事業所をいう。</p> <p>「1146綿状繊維・糸染色整理業」 主として綿状繊維及び糸に精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。</p> <p>「1147ニット・レース染色整理業」 主としてニット(靴下を含む)、レースに精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。</p> <p>「1148繊維雑品染色整理業」 主としてタオル、細幅織物、組ひも、綱、網などに精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。</p> <p>・このうち、 から までは、織物に対して機械加工による作業を行う産業として整理しており、以降の産業とは作業内容が異なっている。よって、「1144織物整理業」については、織物への機械加工の最後(現行の配置)に置くことが適切である。</p> <p>・「1144織物整理業」における織物整理とは、精練、漂白、染色などを行う間に縮み、両端が不規則になった織物を幅出し乾燥機を用いて、一定の幅に固定する仕上げ工程を専業で行う事である。</p> <p>現行のままとする。</p>
53	E 製造業	1213	移項	「1213 床板製造業」は「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」へ移項されたい。	床板にはフローリングボード、フローリングブロック、モザイクフローリングなどの加工品が使われ、また、建築大辞典によれば、床板は造作材とされていることから加工基礎資材となる木製品が分類される。「121 製材業、木製品製造業」よりは「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」とするほうが妥当と考えられるため。	<p>・第6回改定時に、「1211一般製材業」の内容例示にあったものから「1213床板製造業」を分割している。</p> <p>・床板は、無垢板(単層)と複層がある。</p> <p>・平成11年の森林・林業白書概要より 「フローリング(床板)は、構造により単層フローリングと複合フローリングに区分される。国内で生産されるフローリングの95%は複合フローリングで、主に住宅に使用されている。平成10年の生産量は、対前年比15%減の6,939万m²(天然乾燥の単層フローリングを除く)となった。なお、単層フローリングは主に学校校舎や体育館に使用されている。」</p> <p>・平成12年の森林・林業白書概要より(以降の白書にフローリングの生産量記載無し) 「フローリング(床板)は、構造により、単層フローリングと複層フローリングに区分される。平成11年の生産量は、ほぼ前年並みの6,914万m²となっており、その大半が複合フローリングで、主に住宅に使用されている。また、単層フローリングは、主に学校校舎や体育館に使用されている。」</p> <p>・床板(フローリング)は、ほとんどが複合フローリングであり、現行の産業分類「121 製材業、木製品製造業」に分類するより「122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に分類する事が適切と考えられる。</p> <p>フローリングの詳細は、日本農林規格の「フローリングの日本農林規格」を参照。</p> <p>現行「1213床板製造業」 修正後「1228床板製造業」</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
54	E 製造業	131	説明文	「131 家具製造業」の説明文 「～、石製・プラスチック製家具を製造する事業 所は～」に訂正されたい。	プラスチック製家具も石製家具と同様に「139 その他の家具・装備品 製造業」に分類されるため。	・意見を踏まえ、プラスチック製家具について、説明文に追加する。 修正を行う。
55	E 製造業	1499	例示	「1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」の 例示「抄織紙系製造業」は「11 繊維工業」へ 移項されたい。	繊維工業(系の製造)については、製法に着目し、材質は問われな いものとする。すでに抄織紙系による織物が「1129 その他の織物 業」に例示されている。	・中分類14 - パルプ・紙・紙加工品製造業の総説より 「抄織紙系を製造する事業所は本分類に含まれるが、抄織紙織物を製造する事業所は 中分類11 - 繊維工業[1129]に分類される。」 ・抄織紙系は、抄織紙原紙を製造(製造工程・製造技術は通常の紙と同じ)し、抄織紙原 紙をテープ上にカットしたものを撚糸加工技術を利用して製造される。この抄織紙系を織 物に加工したものが抄織紙系織物となる。 ・素材加工産業は、原材料及び製造工程の類似性に着目した分類となっており、炭素織 維製造業が「中分類11 - 繊維工業」へ移項したのは、炭素繊維が主として化学繊維生 成からの一貫製造である事による。原材料の類似性による移項である。 現行のままとする。
56	E 製造業	1521	例示 説明文	「1521 製版業」の 例示「デジタル製版業」に説 明を追加し、「デジタル製版業(CTP方式)」とす る。	デジタル製版とは、CTP方式の製版のことであり、従来型の有版印 刷用のデータをコンピューター上で制作し、フィルムを出力せずにそ のデジタルデータから直接刷版を製作すること。 CTPは製版工程のデジタル化のことであり、印刷会社では、ほぼこの 方式になりつつある。 CTP = Computer to Plate	内容例示の修正を行う。 「デジタル製版業」「デジタル製版業(CTP方式)」
57	E 製造業	1612	説明文	「1612 複合肥料製造業」の説明文 「主として窒素、りん酸又はカリのいずれか～」 「カリウム」と表記されたい。	基準本での略称使用は避けたいため。	・説明文の「カリ」とは「カリウム」の略称ではない。 現行のままとする。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
58	E 製造業	1624	説明文	「1624 塩製造業」 食用と工業用を同じ分類とする根拠を示されたい。	伝統的製法で作られた天然食塩も化学製造に含むのはなぜか。	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ製法で作られた塩であっても食用と工業用の両方に利用されており、用途別で別ける必要性もみられない。 ・伝統的製法で作られた天然食塩であっても、塩としての主成分は同じである。 ・塩事業法における塩製造業者(塩の製造を業として行おうとする者)についてこの法律における「塩」の定義は、次の通り。 「塩化ナトリウムの含有量が100分の40以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他財務省令で定める鉱物を除く。」 ・塩製造業者は、財務大臣への登録を受けなければならない。 ・塩の製法、用途における区分は行っていない。 ・塩製造業は、日本産業分類では、当初から化学工業であり、天然、人工塩とも含んでいる。 <p>現行のままとする。</p>
59	E 製造業	1635	例示	「1635 プラスチック製造業」の例示「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業」は「18 プラスチック製品製造業」へ移項されたい。	「1635 プラスチック製造業」の項目説明との間に齟齬がある。「1695 写真感光材料製造業」、「1821 プラスチックフィルム製造業」、「1822 プラスチックシート製造業」の×例示にも影響がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の通り、写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業を「1635 プラスチック製造業」に分類することは定義に合わない事から修正を行う。 ・「1635 プラスチック製造業」の例示から「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業」を削除すると共に、×例に「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1821]」を追加する。 ・「1695 写真感光材料製造業」の×例示「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1635]」の行き先の分類番号を「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1821]」へ修正する。 ・「1821 プラスチックフィルム製造業」の×例示「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1635]」を削除し、例示に追加する。 ・「1822 プラスチックシート製造業」の×例示「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1635]」の行き先の分類番号を「写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業[1821]」へ修正する。
60	E 製造業	243	項目名	「243 暖房装置・配管工事用附属品製造業」の項目名を変更されたい。	細分類項目名との不整合及び内容の未整理がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・元来、4桁分類「配管工事用附属品製造業」と「他に分類されない暖房、調理装置製造業」の2つをもって、3桁分類「暖房装置、配管工事用附属品製造業」であった(昭和38年第5回改定まで)。 ・第5回改定時の「暖房装置、配管工事用附属品製造業」の3桁分類内から、第6回改定時(昭和42年)に4桁分類として「ガス機器・石油機器製造業」を分割・新設、さらに第7回改定時(昭和47年)に4桁分類として「温風・温水暖房装置製造業」を分割・新設している。 ・3桁分類内からの4桁分割・新規であるため現行の区分のまま、3桁分類名称のみ修正する。 <p>現行「243暖房装置・配管工事用附属品製造業」 修正後「243暖房調理等装置・配管工事用附属品製造業」</p>
61	E 製造業	2531	項目名	「2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」の項目名を変更されたい。	歯車のような非装置と、変速機のような装置が混在している。細分類項目名との不整合及び内容の未整理のため。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、部分品が含まれることを明示するため説明文に「部分品」についての記述を追加する。 ・また、当分類以外についても、各種機械器具完成品とその部分品等について、その分類を明確にするため、総説に説明を追加する。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
62	E 製造業	2591	説明文	「2591 消火器具・消火装置製造業」の説明文の「消防自動車のぎ装」の内容を明確化されたい。	「消防自動車のぎ装」も「3112 自動車車体・附随車製造業」の消防自動車製造業(主として自動車シャシーに架装を行うもの)も消防自動車に必要な装備を施すことであり、その違いを明確化する必要がある。	<p>・「2591消火器具・消火装置製造業」は、自動車車体、シャシーの製造は行わず、ベース車両を購入し、消防ポンプなど消防消火作業を行うための装備をぎ装する事業所である。</p> <p>・「3112自動車車体・附随車製造業」は、自動車車体の製造を行っているものであり、自動車シャシーに製造した自動車車体を組み付けを行ったのち、消防自動車の架装をしている事業所である。</p> <p>・意見を踏まえ、「3112」との違いを明確にするために、「2591消火器具・消火装置製造業」の説明文及び内容例示に修正を行う。</p> <p>修正案 2591 消火器具・消火装置製造業 主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車(車両は購入したもの)のぎ装を行う事業所をいう。 ただし、主として自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所は中分類31[3111]に、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は中分類31[3112]に分類される。 主な製品は、送水式動力消火装置、泡まつ発生式動力消火装置、散水式動力消火装置及び消火器である。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
63	E 製造業	2621	説明文	「2621 建設機械・鉱山機械製造業」の説明文の「～鉱山及び一般産業に使用される破碎機、磨砕機～」を訂正されたい。	食品や繊維の加工に使う破碎機は別分類と考えるので「～鉱山及び他に含まれない一般産業用～」に訂正されたい。	<p>分類編纂の経緯と現状 第5回改定までは、「建設機械、鉱山機械製造業」には、「破碎機、ま砕機、選別機械製造業」は含まれておらず、別の小分類の配下にあった。第6回改定において、「破碎機、ま砕機、選別機械製造業」を「建設機械、鉱山機械製造業」にそのまま統合している。建設機械、鉱山機械に関連のないものも含まれていた「破碎機、ま砕機、選別機械製造業」を小分類「建設機械、鉱山機械製造業」の配下に設置していること自体が問題と考える。 実際に破碎機、ま砕機には鉱石に限定せずに処理を行える機械がある。</p> <p>・第5回改定 343 建設機械、鉱山機械製造業(建設用、農業用、運搬用トラクターを含む) 3431 建設機械、鉱山機械製造業 主としてしゅんせつ(浚渫)、発掘、道路および航空港建設ならびに油井および井戸の掘さくなどの土木建設および鉱山業に使用される重機械器具の製造に従事する事業所をいう。主として石炭、鉱山用のコンベヤーの製造を行うものは小分類347[3474]に、鉱石の破碎、選鉱、ふるい分(篩分)ならびに精選機械の製造をおこなうものは小分類347[3477]に分類される。 347 一般産業用機械、装置製造業 3477 破碎機、ま砕機、選別機械製造業 主として鉱山および一般産業に使用される破碎機、ま砕機および選別機の製造に従事する事業所をいう。</p> <p>・第6回改定 343 建設機械、鉱山機械製造業(建設用、農業用、運搬用トラクターを含む) 3431 建設機械、鉱山機械製造業 主としてしゅんせつ(浚渫)、発掘、道路および航空港建設ならびに油井および井戸の掘さくなどの土木建設および鉱山業に使用される重機械器具ならびに鉱山および一般産業に使用される破碎機、ま砕機および選別機の製造に従事する事業所をいう。</p> <p>意見を踏まえ以下の通り修正を行う。 修正案 2621 建設機械・鉱山機械製造業 主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、磨砕機、選別機を製造する事業所をいう。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
64	E 製造業	2635	例示	<p>「2635 縫製機械製造業」についての説明及び内容例示は下記のとおりだが、一部の取扱い製品が含まれていないため、追加を要望する。</p> <p>(現行) 主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。 工業用ミシン製造業;家庭用ミシン製造業;毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む);ミシン部分品及び附属品製造業(テーブルを除く);縫製準備工程機械(縫製用裁断機,目打機,柄合機,延反機,解反機)製造業 ×ミシンテーブル製造業(木製)[1311];ミシン針製造業[3224];高周波ミシン製造業[2969]</p> <p>(修正案) 主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。 工業用ミシン製造業;家庭用ミシン製造業;毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む);ミシン部分品及び附属品製造業(テーブルを除く);縫製準備工程機械(縫製用裁断機,目打機,柄合機,延反機,解反機)製造業;縫製仕上工程機械(プレス機,業務用アイロン,検針機)製造業 ×ミシンテーブル製造業(木製)[1311];ミシン針製造業[3224];高周波ミシン製造業[2969]</p>	<p>縫製作業工程は、「縫製準備工程」、「縫製」、「縫製仕上工程」に分かれているが、日本標準産業分類では「縫製仕上工程機械」が含まれていないため、追加修正を要望する。</p> <p>「縫製仕上工程」は縫製作業の中で、縫製品の形を整え、シワをとる重要な工程である。総務省の日本標準商品分類(平成2年6月改訂)でも「縫製仕上工程機械」が分類されている。</p>	<p>内容例示の修正を行う。</p> <p>(修正案) 主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。 工業用ミシン製造業;家庭用ミシン製造業;毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む);ミシン部分品及び附属品製造業(テーブルを除く);縫製準備工程機械(縫製用裁断機,目打機,柄合機,延反機,解反機)製造業;縫製仕上工程機械(プレス機,業務用アイロン,検針機)製造業 ×ミシンテーブル製造業(木製)[1311];ミシン針製造業[3224];高周波ミシン製造業[2969]</p>
65	E 製造業	2644	例示	<p>「2644 印刷・製本・紙工機械製造業」の内容例示を現状に適応した分類とするため、以下のとおり変更をお願いしたい。</p> <p>「印刷機械・同装置製造業(事務用を除く);製版機械・同装置製造業;製本機械・同装置製造業;紙工機械・同装置製造業;周辺機器・同装置製造業」</p>	<p>現在の詳細説明では、「印刷機械・同装置製造業(事務用を除く);石版印刷機械・同装置製造業;亜鉛版印刷機械製造業;製本機械・同装置製造業;植字機・同装置製造業;活字鑄造機製造業;電気版機械製造業;印刷用ローラ製造業;紙工機械製造業」となっており、そのなかでも石版印刷機械、亜鉛版印刷機械、植字機、活字鑄造機、電気版機械においてはすでに生産を中止し現存しない機械のため。</p> <p>資料1参照</p>	<p>内容例示の修正を行う。</p> <p>(修正前) 印刷機械・同装置製造業(事務用を除く);石版印刷機械・同装置製造業;亜鉛版印刷機械製造業;製本機械・同装置製造業;植字機・同装置製造業;活字鑄造機製造業;電気版機械製造業;印刷用ローラ製造業;紙工機械製造業</p> <p>(修正後) 印刷機械・同装置製造業(事務用を除く);製版機械・同装置製造業;製本機械・同装置製造業;紙工機械製造業</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
66	E 製造業	2661	説明文	「2661 金属工作機械製造業」の説明文の「専用機」を削除されたい。	「専用機」の意味が不明であり、他の生産機械でも「専用機」というものが存在するため。	・金属工作機械における専用機とは、特定の製品、工作物を加工するための専用の金属工作機械のことである。金属工作機械製造事業所においては、製品の名称に「専用機」の名称を用いており、業界内では一般的な名称である。 ・意見を踏まえ、名称については、他の生産機械と区別するため、説明を加える。「専用機(金属工作機械)」に修正することとする。
67	E 製造業	2694	説明文	「2694 ロボット製造業」の説明文「サービス用ロボット」とは何を指すのか明記されたい。	「サービス用ロボット」というだけでは定義があいまい。娯楽用、介護用も同分類に入れるのは適切ではない。	・「サービス用ロボット」については、日本標準産業分類第12回改定において新たに説明文に加えると共に、細分類名称を「産業用ロボット」から「ロボット」に変更しており、「サービス用ロボット」が本細分類に含まれることを明示している。 ・JISにおける「サービスロボット」の用語定義は次の通りである ホームロボット…一般家庭で使用するロボット 福祉ロボット…福祉分野で使用するロボット 医療ロボット…様々な医療行為を支援するロボット アミューズメントロボット(エンタテインメントロボット)…人間を楽しませるロボット メンテナンスロボット…保守作業を行うロボット 災害対応ロボット…災害救助活動、消防などの災害対応分野で使用するロボット 「サービス用ロボット」について定義を明らかにするために、説明文への内容追加及び内容例示への追加を行う。 修正案 2694 ロボット製造業 主としてマニプレータ、固定シ-ケンスロボット、可変シ-ケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボットなどの産業用ロボット及び福祉ロボット、医療ロボット、アミューズメントロボット、メンテナンスロボット、災害対応ロボットなどのサービス用ロボットを製造する事業所をいう。 ただし、自動立体倉庫装置を製造する事業所は中分類25[2533]に分類される。 産業用ロボット製造業;サービス用ロボット製造業 ×自動立体倉庫装置製造業[2533]
68	E 製造業	27	説明文	「27 業務用機械器具製造業」の総説の5行目主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所は「297 電気計測器製造業」及び「2969 その他の電子応用装置製造業」に分類されるとあるが2969に限定されないのではないか。	医療用電子測定装置は「2962 医療用電子応用装置製造業」に分類されるので、「296 電子応用装置製造業」とすべきではないか。	・指摘の通り、「電子応用測定装置製造業(医療用を除く)」については、「2969その他の電子応用装置製造業」に分類されるが、医療用の「電子応用測定装置製造業(医療用)」については、「2962医療用電子応用装置製造業」に分類される。説明文を修正する。 修正案 主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所は中分類29 - 電気機械器具製造業[それぞれ296及び297]に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は中分類21 - 窯業・土石製品製造業[それぞれ211 及び214]に分類される。
69	E 製造業	2719	説明文	「2719 その他の事務用機械器具製造業」の説明文の主な製品のうち、「会計機械」及び「タイプライタ」を削除。	タイプライタ及び会計機械は、パソコンやレジスタ(金銭登録機)が普及・代替し製造量が僅少であるため。	・説明文の修正を行う。 修正案 主として事務用機械器具(複写機を除く)を製造する事業所をいう。 主な製品は、データ処理機械、計算機械、謄写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクログ写真機械、時間記録機械、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
70	E 製造業	2721	例示	「2721 サービス用機械器具製造業」及び「2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の×例示がまったく同じである。見直しされたい。		<p>・「2721 サービス用機械器具製造業」及び「2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の内容例示について見直しを行う。</p> <p>「2721 サービス用機械器具製造業」の「×例示」の修正を行う。</p> <p>(修正前) × 家庭用電気洗濯機製造業 [2933]; 電気掃除機製造業 [2933]; 電気こんろ製造業 [2931]; オイルメータ製造業 [2731]; 娯楽機械製造業 [2722]; 自動販売機製造業 [2723]</p> <p>(修正後) × 家庭用電気洗濯機製造業 [2933]; 電気掃除機製造業 [2933]; 両替機製造業 [2729]; 自動改札機製造業 [2729]; 自動入場機製造業 [2729]; コインロッカー製造業 [2729]; 自動ドア製造業 [2729]; 浄水器製造業 [2729]</p>
71	E 製造業	2738	説明文	「2738 理化学機械器具製造業」の説明文「～電子応用測定装置を製造する事業所は中分類29[2969]に分類される」とあるが2969に限定されないのではないか。	医療用電子測定装置は「2962 医療用電子応用装置製造業」に分類されるので、「296 電子応用装置製造業」とすべきではないか。	<p>・指摘の通りであるため、説明文の修正を行う。</p> <p>修正案 主として医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は小分類274 [2741 又は2742] に、計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は細分類2731～2736 に、電気計測器を製造する事業所は中分類29 [2971] に、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類29 [296] に分類される。</p>
72	E 製造業	28	例示 説明文	「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」CPUを製造する業種の細分類を示されたい。	CPUは、パソコンやスマートフォンなど多岐に渡り利用されている電子部品である。例示で示すとともに説明も追加されたい。	<p>・CPUは、「2814 集積回路製造業」に分類される。</p> <p>・説明文、内容例について追加を行う。</p> <p>内容例示に「中央演算処理装置(CPU)製造業」を追加する。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
73	E 製造業	2822	説明文	「2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」の説明文 「小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)～」 下線部の基準で分類できるのか。 基準として妥当か。 電力が小さいか大きいだけの分類で良いか。	入力電力3ワット未満のモータとは具体的に何をさすのか不明である。 電力が3ワット未満の微力なモータは2822、その他のモータはすべて「2911発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」となり、中間のものを分類する項目がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類では、第10回改定(平成5年)から、小分類「電子部品・デバイス製造業」が新設され、新設された細分類「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」の説明文に「小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)」の表示がされている。 ・工業統計調査、生産動態統計調査伴に3W未満、3W以上で分けているが、理由は不明。 ・日本電機工業会の取扱製品基準に3W以下の記載有り 製品「超小形電動機(入力3W以下のもの)」(マイクロモータを言う(定格負荷で300時間以上の連続使用が可能なもの)がある。 ・日本電機工業会へ問い合わせたが、3Wでの分けについての定義等はないとのこと。協会の会員企業へ聞いても3Wの理由を把握している所はないとのこと。昔から3Wだった状況であり理由は不明。超小形電動機を製造しているのは、小規模企業が多く、製品自体が部品なので組み込まれる製品の企業からの注文の仕様に合わせて作っているため、基準や標準といったものが無く、超小形電動機の協会といったものも無い。 ・電子情報技術産業協会 電子部品部会の電子部品分類の表に3W以下の記載あり 「変換部品」-「小型モータ」-「小型直流モータ、小型交流モータ、ステッピングモータ、超小型モータ、その他の小型モータ(小型モータ:70W以下 超小型モータ:3W以下)」 ・電子情報技術産業協会へ問い合わせたが、「超小型モータ:3W以下」について、定義や区分理由は無いとのこと。協会として分けをしているのではなく、役所の統計などの区分に合わせているだけとのこと。実際に小形モータを製造している企業において、3Wで分けをしているものではないとのこと。 ・JISにおいて該当するものはない。 ・HS分類において該当する区分の品目はない。 ・「中間のもの」を分類する項目がないとあるが、3W未満のものが「2822」に分類され、3W以上は「2911」へ分類している。 ・工業統計調査の調査品目においては、「2911発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の品目レベルで3W～70W未満、70W以上に区別して調査を行っている。 <p>現行のままとする。</p>
74	E 製造業	3113	説明文	「3113 自動車部分品・附属品製造業」 自動車附属品の定義を示されたい。	用途(需要ベース)や技術(供給ベース)など視点によって紛れが生じる。 例) カーナビゲーション、カーステレオは30情報通信機械器具製造業 カーエアコン、カーライターは31輸送用機械器具製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車附属品の分類は、自動車製造業の関連企業からの産出有無を考慮して分類を行っている。 ・元来、自動車製造業以外の産業に分類されている事業所において製造される製品(商品)については、自動車向けとして製造されたもの(カーナビゲーション、カーステレオ)であっても、既存の産業に分類される。 ・自動車製造業の関連企業から、自動車向けの附属品として製造される製品(カーエアコン、カーライター)については、自動車製造業に分類される。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
75	E 製造業	3142	説明文	「3142 航空機用原動機製造業」の説明文 「なお、航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。」とあり、この説明は「3141航空機製造業」のなお書きと同じ記述となっている。オーバーホールについて明確に示されたい。	3142は航空原動機やその部品を製造する事業所が分類されるので、それらについてのみオーバーホールを行う事業所が分類されるのではないか。	・「3142航空機用原動機製造業」は、航空機用原動機の製造業であり、「3142」の分類におけるオーバーホールとは、航空機原動機のオーバーホールを指している。 ・第11回改定以前は、「航空機製造業」、「航空機用原動機製造業」ともに、オーバーホールの説明文には、「航空機」の文言は無く、それぞれに同じ文言で次の説明のみであった。 「なお、オーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。」 この場合、「航空機製造業」におけるオーバーホールは、「航空機」に対して、「航空機用原動機製造業」においては、「航空機原動機」に対してと捉えられていたが、現行の説明文では、「航空機」の文言を双方に追加しているため、誤解を生じさせる状況であるため、「3142」の説明文に修正を加える。 修正案 3142航空機用原動機製造業の説明文 「なお、航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。」に修正を行う。
76	F 電気・ガス・熱供給・水道業	3632	例示 説明文	「3632 下水道管路施設維持管理業」の説明文の先頭に「委託を受け」を追加し、内容例示「下水出張所（維持管理の作業を行うもの）」を「3609その他の管理補助的経済活動を行う事業所」に移項されたい。	下水道事業者が設置する下水道管路施設の維持管理業務を同一経営の事業所が行う場合は、補助的経済活動として整理されるため。	国土交通省のHPによると、下水道施設は「排水施設（排水管、排水渠等）」、「処理施設（水処理施設、汚泥処理施設）」、「補完施設（ポンプ施設等）」からなるとされ、下水道事業は、上記施設が一体となって提供されているサービスと考えられる。 ご指摘のあった「下水道管路施設維持管理業」は、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業所をいう。」とされ、下水道事業の一環と考えられることから、下水道業における活動を促進するための支援業務とされる「補助的経済活動」には当たらないのではないかと考える。
77	G 情報通信業	39	説明文	「39 情報サービス業」の総説 「この中分類には、ソフトウェア業を行う事業所及び情報の処理、提供などの…」に訂正されたい。	「391 ソフトウェア業」についての説明がない。	・指摘の通りであるため、総説の説明文の修正を行う。 現行 「この中分類には、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所が分類される。」 修正後 「この中分類には、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所が分類される。」

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
78	G 情報通 信業	3929	新設	<p>現在、日本マーケティング・リサーチ協会に加盟している市場調査(マーケティング・リサーチ)会社は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)において、「> G 情報通信業 > 39 情報サービス業 > 392 情報処理・提供サービス業 > 3929 その他の情報処理・提供サービス業」に分類されている。</p> <p>この分類の仕方を見直して、「市場調査・世論調査・社会調査業(細分類コード: 3923)」を新たな分類として、追加し、独立表示していただくことを強く要望する。</p> <p>現在の「分類コード:3929 項目名:その他の情報処理・提供サービス業」は、「3921:情報処理サービス業」、「3922:情報提供サービス業」、「3923:市場調査・世論調査・社会調査業」に分類されない「情報処理・提供サービス業」を分類するものとして、存続させていたいただきたいことも要望する。</p> <p>「市場調査・世論調査・社会調査業」市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所をいう。 (補足として) 商品開発や営業活動と云ったマーケティング活動を進めるために必要な消費者など市場関係者からの情報を得るために市場を、一定の社会(集団)における社会現象に関してその情報を得るために社会を、議論の対象となっている公共の問題に対して一般大衆の意見などを得るために世論を、分析する事業所をいう。 プログラムのメンテナンス・保守・運用など</p>	<p>現在、市場調査(マーケティング・リサーチ)を業としてビジネスを行っている、かつ、日本マーケティング・リサーチ協会に加盟している調査会社が144社(2012/5/1現在)存在し、その売り上げは、1,700億円(2010年度)の規模である。</p> <p>また、その他に、非加盟の市場調査会社も多数存在している。さらに、世論調査および社会調査も行われており、このことから、「市場調査・世論調査・社会調査を提供することを業」として、あきらかに他のサービスと区別・識別可能な細分類項目となりうる。</p> <p>「市場調査・世論調査・社会調査」は国際規格のISOにおいて、「ISO20252市場・世論・社会調査-用語及びサービス要求事項」として、独立した製品規格の規格として、明確に定義されている。</p> <p>市場調査・世論調査・社会調査の市場規模は、その国の先進性を示すバロメーターであり、国際化・グローバル化の進む現代において、産業としての統計分類を明確にすることは、世界における日本の先進性を示すためにも必要である。</p> <p>(備考) 「市場調査・世論調査・社会調査業」に関連する協会 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 公益財団法人日本世論調査協会 一般社団法人社会調査協会</p>	<p>・小分類 392 情報処理・提供サービス業の事業所数は7,523であり(H21経済センサス-基礎調査)本文類に細分類を新設するためには10%以上の事業所数を有する必要があるが、日本マーケティング・リサーチ協会が「市場調査」で電話帳データから検索、編集した結果、「市場調査・世論調査・社会調査業」に該当すると思われる事業所は805件存在するとの情報があり、量的基準を満たしているものと考えられる。</p> <p>「市場調査・世論調査・社会調査業」を新設する。</p> <p>3923 市場調査・世論調査・社会調査業 市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所をいう。 市場調査業;世論調査業 × 情報提供サービス業[3922];経営コンサルタント業[7281]</p>
79	G 情報通 信業	401	項目名	4013 4019とし、名称を「その他のインターネット附随サービス業」に変更されたい。	「4013 インターネットサービス利用サポート業」に入らないものについて該当する箇所が無いため。	<p>インターネット附随サービス業は、前回改定時に細分類が新設されたものであり、公的データの調査結果等により、前回改定の検証・評価を十分に行った上で検討することが望ましいと考えている。</p> <p>今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。</p>
80	H 運輸 業、郵 便業	4211	例示	「4211 普通鉄道業」 例示「保線区」 「4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に分類されるとは考えられないか。		<p>保線区とは列車の安全な運行のために線路を保守・管理する現業機関であり、普通鉄道業を行うにあたって一体不可分であるため、現行の例示を維持することが適当。</p> <p>なお、車両の修理、改造を行う事業所について、日々の運行前の点検を行う事業所は普通鉄道業等を行うのに一体不可分であるため「4211」に分類し、通常の運用を離脱して検査を行う事業所は「4209」に分類される。</p>
81	H 運輸 業、郵 便業	4309 4409 4509 4609	説明文	「4309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」、「4409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」、「4509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「4609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」の説明文の「輸送」を削除されたい。	同一企業内の他の事業所が行う輸送でも、他企業等との取引となる輸送(車両不足等による支援輸送、代替輸送、中継地点間輸送など)を行うことが考えられるため。	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業何れにおいても、自社の社員の輸送を行う事業所が概念的にあり得るため、現行通りとすることが適当。
82	H 運輸 業、郵 便業	4399	例示	「4399 他に分類されない道路旅客運送業」 例示「無償旅客自動車運送業」 内容例示の表記を検討されたい。	改正道路運送法の規制緩和により「無償旅客自動車運送事業」は廃止されている(H14.2.1)。	<p>無償旅客自動車運送事業は道路運送法の規制対象となっていないが、事業としては存在しうるため、現行の例示を維持することが適当。</p> <p>なお、他に例示されている人力車業、輪タク業等も、現行法の規制対象となっていない。</p>
83	H 運輸 業、郵 便業	4499	例示	「4499 その他の道路貨物運送業」 例示「無償貨物自動車運送業」 内容例示の表記を検討されたい。	改正道路運送法の規制緩和により「無償旅客自動車運送事業」は廃止されている(H14.2.1)。	<p>無償貨物自動車運送事業は貨物自動車運送事業法の規制対象となっていないが、事業としては存在しうるため、現行の例示を維持することが適当。</p> <p>なお、他に例示されている自転車貨物運送業(軽車両貨物運送事業)も、現行法の規制対象となっていない。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
84	卸売業, 小売業	I	移項	【参考】 都道府県からパチンコプレーヤーが出玉を換金するパチンコ景品交換所は、実体経済と異なることからサービス業に分類すべきとの要望があった。		・サービス業に分類すべき理由が明確に示されていないため、今回の対応は行わない。 ・平成24年の経済センサス活動調査の結果を検証して、対応の検討を行うべきと考える。 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。
85	卸売業, 小売業	I	総説	大分類I総説の卸売業1(2)及び小売業1(2)産業使用者に商品を販売する業務は、卸売業1(2)の「～大量又は多額に販売～」の卸売業とするケースがほとんどであるが、一方で小売業1(2)の「～少量又は少額に販売～」は小売業にするとしている。小売業に該当する業種の内容を示されたい。	産業使用者に商品を少量又は少額に販売する業種は、どのようなものなのか明確でないため。	・産業用使用者は卸売業と同じである。 ・「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、小売業1(2)の説明文に産業用使用者を具体的に追加する。 修正案 「大分類I - 卸売業、小売業」の小売業の総説1.(2) 建設業、農林水産業(法人組織)、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの。
86	卸売業, 小売業	I	総説	大分類I総説の卸売業1(3)「主として業務用を使用される商品{事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など}を販売するもの。」及び2(3)「代理商、仲立業(エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント)中分類50～55に掲げる卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所である。細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。」を見直しされたい。	販売商品に基づく「みなし卸」の考え方は平成5年の改定の際に廃止され、小売業に「6094 建築材料小売業」が新設されるなどしているため。 また、平成5年の改定でそれまで中分類として他の卸売業とは区別されていた「代理商、仲立業」が廃止され仕入卸売業が分類される中分類の中に細分類として新設されたため原文のままでは、矛盾が生じるため。	・「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、卸売業1(3)の説明文について、意見等を踏まえ修正を行う。 修正案 「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、卸売業1(3)の説明文 (3) 主として業務用を使用される商品{事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)など}を販売するもの。 ・「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、卸売業2(3)の説明文における卸売業に該当する分類番号について修正を行う。 修正案 「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、卸売業2(3)の説明文 (3) 代理商、仲立業(エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント) 卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。 「大分類I - 卸売業、小売業」の総説、卸売業3.の説明文 3. 業務の種類による分類 卸売業(細分類5598-代理商、仲立業を除く)は、販売される主要商品によって業種別に分類される。
87	卸売業, 小売業	I	説明文	大分類I総説の小売業2(2)製造小売業の説明に、製造した商品を店舗によらず個人へ販売する場合は製造業に分類されることを明記されたい。	製造業の総説と無店舗小売業の総説に記述があるのみ。製造小売業は小売業に分類することが原則定義であり、それとは異なる(製造業に分類する)ため、小売業の総説に記述すべきである。	・製造業の総説と整合性を図り、製造した商品の店舗に寄らない販売について説明を加える。 修正案 (2) 製造小売業 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類E - 製造業に分類される。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
88	I 卸売業,小売業	5319	新設	【参考】 大手エクステリア商社からエクステリア(ベランダ、カーポートなどの屋外建具)の市場規模約2000億円であり、今後の成長が期待されることからエクステリア卸売業を特掲すべきとの要望があった。		・「エクステリア」というものの定義、範囲が明確ではない。商社等によってもエクステリアの範囲は異なっている。意見にあるエクステリア(ベランダ、カーポートなどの屋外建具)のみを特掲すべき明確な理由が必要である。また、2000億円という市場規模の根拠も不明である。 ・定義、範囲、規模等が明確になっていない状況において、特掲することは適切ではない。 ・場合によっては、他の中分類、小分類からの移項を検討する事も考えられることもあるため今回の改定作業での対応は行わない。 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。
89	I 卸売業,小売業	5414	説明文 例示	「5414 事務用機械器具卸売業」の説明文及び内容例示から「ワードプロセッサ」、「会計機」を削除	パソコンやレジスタ(金銭登録機)が普及・代替し、流通量が僅少であるため(ビジネス機械情報システム産業協会ヒア)。	・意見を踏まえ、説明文及び内容例示から削除を行う。 修正案 5414 事務用機械器具卸売業 主として金銭登録機(レジスタ)、複写機などの事務用機械器具を卸売する事業所をいう。 事務用機械器具卸売業;電子式卓上計算機卸売業;複写機卸売業;事務用印刷機卸売業
90	I 卸売業,小売業	5419	例示	「5419 その他の産業機械器具卸売業」の内容例示の修正、追加 例示 業務用娯楽用機械器具卸売業(パチンコ・パチスロ機卸売業、業務用ゲーム機卸売業、自動麻雀卓卸売業など)	・下記、5594のとおり例示を追加した結果、「5419その他の産業機械器具卸売業 例示 娯楽用機械器具卸売業」についても同様に、含まれる業について疑義が生ずることが想定されるため	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「業務用娯楽用機械器具卸売業(パチンコ・パチスロ機卸売業、業務用ゲーム機卸売業、自動麻雀卓卸売業など)」を追加。
91	I 卸売業,小売業	5422	例示	「5422 自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)」の内容例示 例示 「カーナビゲーション卸売業」を追加	・同分類内の例示であるカーエアコン、カーステレオと並び、広く流通している自動車附属品であるため。	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「カーナビゲーション卸売業」を追加。
92	I 卸売業,小売業	5431	例示	「5431 家庭用電気機械器具卸売業」の内容例示を修正 例示 「電気音響機械器具卸売業(ステレオ、MDコンボ、オーディオ機器、ヘッドフォン、イヤフォンなど)」	・名称が古く、限定的であるためオーディオ機器とし、また近年ポータブルオーディオプレイヤーの付属品として伸びているヘッドフォン・イヤフォンを追加する。(電子情報技術産業協会ヒア)	・意見を踏まえ、内容例示の追加・削除を行う。 修正案 「例示」を「電気音響機械器具卸売業(オーディオ機器、ヘッドフォン、イヤフォンなど)」に修正。
93	I 卸売業,小売業	5431	例示	例示「録音・録画ディスクメディア卸売業(CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの)」と、表現を修正 ×例示「録音・録画ディスク卸売業(CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録済みのもの)」と、表現を修正	・記録媒体として多様な形態が流通し、ディスク(円盤)に限らなくなったこと。また、媒体の名称を列記することで範囲の明確化を図る。	・意見を踏まえ、内容例示の修正を行う。 修正案 「例示」を「録音・録画ディスク卸売業(CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの)」に修正。 「×例示」を「録音・録画ディスク卸売業(CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録済みのもの)」に修正。
94	I 卸売業,小売業	5432	例示	例示「携帯電話機卸売業」を追加	・一般的な名称として確立しているため、電話機卸売業と並記する。	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「携帯電話機卸売業」を追加。
95	I 卸売業,小売業	5511	例示	「5511 家具・建具卸売業」の内容例示 例示 「流し台卸売業」と、名称を修正。	・「立流し」は名称として古いため、一般的な名称とする。	・意見を踏まえ、内容例示の修正を行う。 修正案 「例示」を「流し台卸売業」に修正。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
96	卸売業,小売業	5593	説明文	「5593 スポーツ用品卸売業」の内容例示 スポーツ用品の定義を明示されたい。	例示「スポーツ用品卸売業(靴を含む)」 スポーツ靴の分類についてあいまいである。 また、水着については、衣服卸売業、スポーツ用品卸売業のいずれにも例示がない。(小売業も同様)定義を明示されたい。	・スポーツ用靴は、スポーツでの利用を目的として作られている靴である。 ・スポーツ用品とは、スポーツでの利用を目的とし、各スポーツに対応した機能及び素材によるものである。 ・そもそもスポーツの定義として公的に明確なものは無い。「スポーツ基本法」においても、スポーツの定義というもの、設定されていない。 ・水着については、競泳用とそれ以外では使用目的、素材等が異なる物が多い。製造メーカーも競泳水着は、スポーツメーカーが主であり、販売経路も、競泳水着は、主にスポーツ品の販売経路で販売される。 スポーツ用品製造メーカー(製造) スポーツ用品問屋(卸売) スポーツ用品店(小売) ・水着について、卸売業、小売業の該当する細分類の内容例示に追加する。 「5593 スポーツ用品卸売業」修正案 5593 スポ - ツ用品卸売業 主としてスポーツ用品を卸売する事業所をいう。 スポーツ用品卸売業(スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズ等を含む)(野球用品、ゴルフ用品、ボウリング用品、スキー・スケート用品、登山用品、釣道具など);運動衣卸売業(野球ユニホーム、剣道着、柔道着など);サーフボード卸売業;スポーツ用手袋卸売業;競泳水着卸売業 水着についての修正案 ・水着の卸売業について、競泳水着以外は、5129その他の身の衣服卸売業、競泳水着は、5593スポーツ用品卸売業に分類。 ・水着の小売業について、競泳水着以外は、5799他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業、競泳水着は、6071スポーツ用品小売業に分類される。
97	卸売業,小売業	5594	例示	「5594 娯楽用品・がん具卸売業」の内容例示 (追加)テレビゲーム機卸売業 (追加)携帯ゲーム機卸売業 (追加)ゲーム用ソフト卸売業	・現行の卸売業の体系には、「5419その他の産業機械器具卸売業」 例示 娯楽用機械器具卸売業」や「5431家庭用電気機械器具卸売業」といったゲーム機卸売業が属するものと誤解を与えかねない細分類がいくつか存在する。このため、ゲーム機関連を「5594 娯楽用品・がん具卸売業」に新規例示として追加し、属する範囲の明確化を図るべきと考える。	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「テレビゲーム機卸売業;携帯ゲーム機卸売業;ゲーム用ソフト卸売業」を追加。
98	卸売業,小売業	5598	例示	「5598 代理商,仲立業」の内容例示 例示 「馬くろう業」 削除	馬くろう業は食肉卸売や家畜卸売として認識され、名称も一般的ではないため(農林水産省食肉鶏卵課及び畜産振興課ヒア)。	・意見を踏まえ、内容例示から削除を行う。 修正案 「例示」から「馬くろう業」を削除。
99	卸売業,小売業	5599	例示	「5599 他に分類されないその他の卸売業」の内容例示 例示「CD、DVD、ブルーレイディスク卸売業(記録済みのもの)」と表現を修正	・媒体の名称を列記することで範囲の明確化を図る。	・意見を踏まえ、内容例示の修正を行う。 修正案 「例示」を「CD、DVD、ブルーレイディスク卸売業(記録済みのもの)」に修正。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案												
100	I 卸売業,小売業	57	新設	「5721 男子服小売業」 「5731 婦人服小売業」 「5732 子供服小売業」 ユニクロなど男子服、婦人服、子供服にわたる各種の衣服を一括して一事業所で小売する事業所が増加しているため、これらの事業所を分類する項目を新設すべきではないか。 (新設項目名の例)「各種衣服(男子服、婦人服及び子供服)小売業」	男子服、婦人服、子供服ともに大きく事業を展開している場合には、いずれかが主たる販売商品が判別できない。 (参考) 日経MJ2011/10/19衣料品・靴専門店販売実績より店名を抜粋 【カジュアル衣料】 ・ユニクロ、ライトオン、 ・ユナイテッドアローズ、 ・マックハウス、ジーンズメイト 【婦人・子供服】 ・しまむら、ポイント、ハニーズ、 ・西松屋チェーン 【紳士服】 ・青山商事、AOKIホールディングズ 【靴】 ・チョダ、エービーシー・マート	・各衣料ともに大きく事業を展開している場合には、いずれが主たる販売商品が判別出来ないとあるが、調査(商業統計調査等)においては、販売額により主たる販売商品が明確となっている。 ・「各種衣服小売業」を必要とする明確な理由がみられない。 ・第12回改定時に新設された「ドラッグストア」、「ホームセンター」については、いずれも3桁分類内における4桁の分割・新設であったが、この意見要望は、3桁分類を跨る大規模な改正であり、中分類57 - 織物・衣服・身の回り品小売業の在り方そのものに関わる事から、第12回改定の検証(上記新設分類のセルフ方式の把握状況等を含め)を平成24年の経済センサス活動調査の調査結果により十分行った上で次回改定において検討すべきものとする。 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。												
101	I 卸売業,小売業	581	新設	【参考】 日本スーパーマーケット協会からコンビニエンスストア(市場規模約7兆円)、ホームセンター(市場規模約2兆円)、ドラッグストア(市場規模約3兆円)が産業細分類として設定されている。17兆円と上記細分類より市場規模の大きい「食料品スーパーマーケット」を特掲すべき意見があった。		・ホームセンター、ドラッグストアの業態について、細分類新設後の調査を平成24年の経済センサス活動調査が始めて行っており、これらの業態について調査結果の検証を行う必要がある。 ・上記検証を含め、食料品スーパーマーケットについては、経済センサス活動調査結果データを利用して、新設した場合の検証を行い、調査の実施可能性を確認した上で新設等の検討を行うべきと考える。 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。												
102	I 卸売業,小売業	5891	格上	「5891 コンビニエンスストア」を「589その他の飲食料品小売業」から分離し、小分類として格上げしていただきたい。	「コンビニエンスストア」は、多様な機能を持つこと自体に付加価値があり、取り扱い商品の販売額の多寡のみで判断できない業種であることから、飲食料品小売業とは別の分類とすることが適切であるとともに、経済センサス等の集計においても、単独で表章することがユーザーのニーズにも合っているため。	・既存の統計調査(商業動態統計調査)の結果をみると、コンビニエンスストアの販売額は、現時点でも食料品が大半であり、「中分類58 - 飲食料品小売業」に置くことが適切である。 ・仮に「中分類58 - 飲食料品小売業」から分離し小分類に格上げを行うとした場合に、適切な移行先の中分類が現状ではない。 ・考えられる移行先としては、まず「中分類56 - 各種商品小売業」があるが、中分類の定義にコンビニエンスストアは適合しない。 ・中部分類56の総説より 「この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。」 ・また、経済センサスの集計における単独表章も理由とはならない。これは、経済センサス活動調査においては、小売業を細分類レベルで調査しており、コンビニエンスストアの単独表章が可能なのである。 ・よって、意見要望等にある理由が新たに飲食料品小売業とは別に小分類まで起こすことにはならないと考える。 商業動態統計調査より、コンビニエンスストアの販売額割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>食品</th> <th>食品以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>63.6%</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>63.6%</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>61.0%</td> <td>39.0%</td> </tr> </tbody> </table> 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。		食品	食品以外	平成21年	63.6%	36.4%	平成22年	63.6%	36.4%	平成23年	61.0%	39.0%
	食品	食品以外																
平成21年	63.6%	36.4%																
平成22年	63.6%	36.4%																
平成23年	61.0%	39.0%																
103	I 卸売業,小売業	5899	例示	「5899 他に分類されない飲食料品小売業」の例示「夕食材料宅配業」を削除されたい。	夕食材料宅配業は一般的に無店舗小売業ではないか。	・意見を踏まえ、内容例示から削除を行う。 修正案 「例示」から「夕食材料宅配業」を削除。												

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
104	I 卸売業, 小売業	5913	例示	「5913 自動車部分品・附属品小売業」の内容 例示 「カーナビゲーション」を追加	・同分類内の例示であるカーエアコン、カーステレオと並び、広く流通している自動車附属品であるため。	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「カーナビゲーション小売業」を追加。
105	I 卸売業, 小売業	5931 5932	例示	「593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)」 内容例示 「5931 録音・録画ディスク小売業(記録されていないもの)」 「5932 データ保存用CD・DVD小売業(記録されていないもの)」 同様の製品ではないか。	用途で分類できるか。	・DVD、ブルーレイディスク等について、5931に分類される録画用の製品には、著作権保護技術(CPRM、AACIS等)が適用されており、5932に分類されるデータ保存用の製品には、著作権保護技術は適用されていない。 ・販売においては、録音・録画用ディスクとデータ保存用ディスクは明確に分かれており、用途別の分類は可能である。
106	I 卸売業, 小売業	5931	例示	「5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)」 の内容例示 例示「録音・録画ディスクメディア卸売業 (CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの)」と修正	・記録媒体として多様な形態が流通し、ディスク(円盤)に限らなくなったこと。また、媒体の名称を列記することで範囲の明確化を図る。	・意見を踏まえ、内容例示の修正を行う。 修正案 「例示」を「録音・録画ディスクメディア小売業 (CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの)」に修正。
107	I 卸売業, 小売業	5931	例示	例示「電気音響機械器具卸売業(ステレオ、M-Dコンボ、オーディオ機器、ヘッドフォン、イヤフォンなど)」と修正。	・名称が古く、限定的であるためオーディオ機器とし、また近年ポータブルオーディオプレイヤーの付属品として伸びているヘッドフォン・イヤフォンを追加する。(電子情報技術産業協会ヒア)	・意見を踏まえ、内容例示の追加・削除を行う。 修正案 「例示」を「電気音響機械器具小売業(オーディオ機器、ヘッドフォン、イヤフォンなど)」に修正。
108	I 卸売業, 小売業	5931	例示	例示「携帯電話機小売業」を追加	・一般的な名称として確立しているため、電話機小売業と並記する。	・意見を踏まえ、内容例示に追加を行う。 修正案 「例示」に「携帯電話機小売業」を追加。
109	I 卸売業, 小売業	5939	例示	「5939 その他の機械器具小売業」内容例示 例示「タイプライタ」削除	パソコンやレジスタ(金銭登録機)が普及・代替し、流通量が僅少であるため(ビジネス機械情報システム産業協会ヒア)。	・意見を踏まえ、内容例示から削除を行う。 修正案 「例示」から「タイプライタ小売業」を削除。
110	I 卸売業, 小売業	6033	移項	【参考】 客体から調剤薬局は、医師の処方箋による医薬品の提供は医療行為であり、小売業ではないとの意見があった。		・調剤薬局は医療法では医療提供施設となっている中で、前回(第12回)の産業分類改定時にこの件については、統計委員会の部会で議論が行われており、その結果、現行の分類となった。前回改定時点と今回において、状況が変わっていない中で、分類を移動させるには、特段の理由が必要であるが、示されておらず、変更する必要性が認められない。
111	I 卸売業, 小売業	6033	移項	「6033調剤薬局」を、「603医薬品・化粧品小売業」から分離し、P「医療・福祉」の「83医療業」に移動させ、小分類として新設。	「調剤薬局」は、医薬品を販売するにあたり、医師の処方に基づき医療用医薬品を調剤する、専門性の高い技術サービスを提供すること自体に付加価値があることから、消費者が自ら商品を選択して購入する小売業とは、異なる経済活動と認められるため。	現行のままとする。
112	I 卸売業, 小売業	6033	移項	「6033調剤薬局」は、卸売業・小売業のうち医薬品・化粧品小売業(小分類603)となっているが、医療・福祉のうち医療業(中分類83医療業)の中に位置づけた方がより実態に近いのではないかと。	・調剤薬局は医療法では医療提供施設との位置づけ。 ・収入も医療と同様に診療報酬制度によっており、商品を仕入れてそのまま消費者に販売する一般の薬局とは形態が異なる。 ・統計調査等で小売業に関する協力を求めても、小売業ではなく医療施設との事業者の認識などから、協力が得られにくい事例が現場の感覚として多く発生している。	

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
113	I 卸売業,小売業	6099	例示	「6099 他に分類されないその他の小売業」の内容例示 例示「CD、DVD、ブルーレイディスク小売業(記録済みで音楽用以外のもの)」と修正	・媒体の名称を列記することで範囲の明確化を図る。	・意見を踏まえ、内容例示の修正を行う。 修正案 「例示」に「CD、DVD、ブルーレイディスク小売業(記録済みで音楽用以外のもの)」を追加。
114	I 卸売業,小売業	611	分割	「611通信販売・訪問販売小売業」を「通信販売小売業」と「訪問販売小売業」に分割し、細分類で表章していただきたい。 また、専らインターネットを通じての通信販売小売業を特定することが可能ならば、表章を検討していただきたい。	昨今の情報通信技術の大幅な向上から、インターネット等を通じての通信販売小売業が増加しているとみられているので、現状を把握するため。	・無店舗小売業についての細分類新設後の調査は、平成24年の経済センサス活動調査が初めてであり、この調査結果についての検証を行わなければ、更なる改正を行う事は出来ないと考え。 今回の改定では対応しない。次回以降の検討とする。
115	J 金融業,保険業	6499	分割	資産流動化法に基づき設立された特定目的会社は保有する資産の種類にかかわらずすべて同じ区分「6499 他に分類されない非預金信用機関」に分類されている。同じ特定目的会社でも保有資産は不動産、金銭債権や有価証券等の金融資産、といった2つのケースが存在する。の实物である不動産の場合は、その産業活動の種類により「K-不動産業、物品賃貸業」に、金銭債権や有価証券等の金融資産に投資する特定目的会社は、「J-金融業,保険業」にそれぞれ分類できるのではないか。 さらに、特定目的会社とは異なる法律により設立された特別目的会社(SPC)についても、上記と同様な分類整理ができるのではないか。		・特定目的会社には、不動産、金銭債権、その他動産等の信託を複合的に扱う事業者が存在しており、保有資産の別による特段の取扱は行われていない。 ・また、当該会社が活動する主たる目的は不動産等の資産を流動化することであり、主として不動産取引等を行う「不動産業、物品賃貸業」に分類される事業所と同一の分類にすることは適当ではないと考えられる。 現行のままとする
116	J 金融業,保険業	J	例示	商品先物取引法が2011.1.1に施行され、「商品先物取引仲介業者」が発生したため、今後どこに分類されるのか検討されたい。	現行では「6529その他の商品先物取引業,商品投資業」に入れるしかない。 商品先物取引法(2011.1.1施行) 「商品先物取引仲介業者」 商品先物取引業者の委託を受けて媒介のみを行うことを業とする(登録制)。	商品先物取引仲介業者の追加(「細分類6529」)を含め、細分類6521、6529等について修正を行う。 ・細分類652の名称を「652商品先物取引業,商品投資顧問業」に変更。 ・細分類6521、6522、6529の名称を「6521商品先物取引業」、「6522商品投資顧問業」及び「6529その他の商品先物取引業,商品投資顧問業」に変更等。
117	J 金融業,保険業	6619	例示	「6619 その他の補助的金融業,金融附帯業」の内容例示中、「前払式証券発行業者(発行・決済業のもの)」を、「前払式支払手段発行者」に訂正	平成21年の資金決済法制定に伴う用語の変更。	修正案 例示を「前払式支払手段発行者」に修正
118	J 金融業,保険業	6619	例示	「6619 その他の補助的金融業,金融附帯業」の内容例示に、「資金移動業」を加える	平成21年の資金決済法制定に伴う「資金移動業」の創設。 資金移動業が、 ・預金を取り扱うものではないこと、 ・貸付け等の与信を行うものではないこと、 ・銀行以外の者が為替取引を行うものであることを踏まえると、当該分類が適当。	修正案 例示に「資金移動業」を追加
119	J 金融業,保険業	6619	例示	「6619 その他の補助的金融業,金融附帯業」の内容例示に、「資金清算業」を加える	平成21年の資金決済法制定に伴う「資金清算業」の創設。 資金清算業が、「銀行等の中で生じた為替取引に基づく債務を負担することを業として行うこと」であることを踏まえると、補助的金融業に該当すると考えられ、当該分類が適当。	修正案 例示に「資金清算業」を追加
120	K 不動産業,物品賃貸業	K	分割	「不動産業」を独立した大分類とする。	「不動産業」と「物品賃貸業」は経済活動の性質が大きく異なることから、大分類を分ける方が実態に合っているため。	前回改定以降も、各種統計調査(経済センサス基礎調査(総務省)や法人企業統計調査(財務省)など)において「不動産業」のデータは継続して把握可能な状況が見受けられ、また、継続性確保の観点からも、現行の分類を維持することが適当。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
121	K 不動産業, 物品賃貸業	K	例示	市街地再開発事業を施行するために都市再開発法の規定によって設立される市街地再開発組合の分類について例示してほしい。	業種別貸出金調査表等の報告先より、市街地再開発組合の業種分類について照会があったため。	市街地再開発組合は、あくまで市街地再開発事業のみを行うことを目的として設立される法人であり、その取り扱う業務に応じ分類されるため不動産業に分類される可能性はあるものの、これを不動産の売買等の不動産業を行う産業として例示するのは適切でないと考えられる。このため、現行の例示を維持することが適当。
122	K 不動産業, 物品賃貸業	7031	説明文 例示	7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)の説明文 主な賃貸物品のうち、「電動計算機」を削除。 同 「タイプライタ」を削除。 同 「会計機械」を削除。 例示「会計機械賃貸業」を削除	・電動計算機は、パソコンや電卓にシフトして1960年代には終了しており、実態として内容例示にそぐわないため。 ・タイプライタ及び会計機械は、パソコンやレジスタ(金銭登録機)が普及・代替し、流通量が僅少であるため(ビジネス機械情報システム産業協会ヒア)	・意見を踏まえ、説明文・内容例示の修正を行う。 修正案 7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く) 主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。 主な賃貸物品は複写機、タイムレコーダ、金銭登録機などである。 電子計算機・同関連機器を賃貸する事業所は細分類7032に分類される。 事務用機械器具賃貸業; 電子式複写機賃貸業; 金銭登録機賃貸業; ファイリングシステム用器具賃貸業 × 電子計算機・同関連機器賃貸業[7032]
123	K 不動産業, 物品賃貸業	7032	例示	「7032 電子計算機・同関連機器賃貸業」の内容例示 「パーソナルコンピュータ賃貸業」を追加。	今回の日本標準職業分類においても「パーソナルコンピュータ」は電子計算機から特掲されたこと、また、日本標準産業分類においてもすでに製造業では分割されているため。	・意見を踏まえ、内容例示の追加を行う。 修正案 電子計算機・同関連機器賃貸業 主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。 電子計算機賃貸業; 電子計算機関連機器賃貸業; パーソナルコンピュータ賃貸業
124	K 不動産業, 物品賃貸業	7092	説明文 例示	「7092 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)」の説明文 「ビデオテープ」を削除 内容例示 「レコード賃貸業」、「ミュージックテープ賃貸業」を削除し、「DVD賃貸業」、「ブルーレイディスク賃貸業」を追加。	レンタル市場の実態として、レコード、ビデオテープは衰退し、CD、DVDが伸びているため。 実態として、ミュージックテープの賃貸は行われていないため。	・意見を踏まえ、説明文・内容例示の修正を行う。 修正案 主としてコンパクトディスクなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう。 レンタルビデオ業; DVD賃貸業; CD賃貸業; ブルーレイディスク賃貸業 × 映画配給業[4114]; 映画フィルム賃貸業[7091]
125	L 学術研究, 専門・技術サービス業	72 74	項目名	「中分類72専門サービス業(他に分類されないもの)」と「中分類74技術サービス業(他に分類されないもの)」の名称を変更すべきではないか。	専門サービス業と技術サービス業は名称が似ているため混同しやすい。	第12回改定時の資料、議事録等から、「中分類72専門サービス業」と「中分類74技術サービス業」の区別については、ともに専門サービス業であり、一方は「知識サービス業」、もう一方は「技術サービス業」であるというような議論が確認できた。しかし、現名称に決定した根拠となる議論の記録は確認できなかったため、名称の決定要因が不明のまま、名称変更は行えないと判断した。ただし、当意見の趣旨は受け止め、総説の追加及び中分類の総説の追記を行い、内容の区別を明確化することとした。 なお、次回も同様の意見提出があった場合には、名称変更は必要と考える。 名称の変更は行わず、大分類Lの総説及び中分類の総説においてその区分を明確にする。
126	L 学術研究, 専門・技術サービス業	7221	移項	【参考】 公証人連合会から「7221公証人役場, 司法書士事務所」の公証人役場の活動内容は公務との意見があった。		公証人については、法務大臣より任命を受けているものの、経営形態は独立採算制を採っている個人経営であることから公務に該当しない。 また、行っている業務の内容は「公正証書の作成 等」であり、「L 学術研究, 専門・技術サービス業」が妥当である。 現行のままとする

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
127	L 学術研究, 専門・技術サービス業	7282	説明文	「7282 純粋持株会社」の説明文を見直されたい。	説明文中に「本業を持たずに」とあるが、本業の意味があいまいなため。	「本業を持たずに」の意味を明確に記述し、誤解が生じないようにする必要がある。 説明文の修正を行う。 修正案 経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし、自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。 ただし、子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない。 ・定義を明確にするための修正 ・以下のような子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない -子会社の株式の配当収入 -子会社に対して経営指導を行い、これに対する対価として得られる経営指導料 -自社(純粋持株会社)が一括借り入れし、子会社に再貸付した資金に対する、子会社からの利子収入 -自社(純粋持株会社)が所有しているビルなどの自社資産を、子会社だけに使用させ、これに対する対価として得られる不動産使用料
128	L 学術研究, 専門・技術サービス業	7499	新設	「プラントエンジニアリング業」を「7499 その他の技術サービス業」の内容例示から独立した小分類/細分類「プラントエンジニアリング業」として新設する。	「エンジニアリング業」は、「生産施設等の計画、設計、資機材の調達、組立・設置、運転等の一連の専門サービスを行う事業所」であって、昨今の原油高、環境指向の高まりなどから、エネルギープラント、化学プラント、電力プラントなど、国内外においてその受注高が増加し、大きな業態・マーケットを形成している。大手エンジニアリング企業に加え、事業部を独立させるなどエンジニアリングを重要な事業として位置付ける企業が増えている。エンジニアリング業は、経験及び総合力に強みとするサービス業であり、早くから海外市場に展開して各国の経済発展に貢献し、今日の国際競争力を培ってきた。成熟した産業構造を持ち、国際競争力の確保が求められる我が国にとって、さらに重要な産業として成長することが期待される中、海外では産業分類として認知されているエンジニアリング業が、我が国で産業分類されていないことは、産業育成、国際競争力確保の観点からも問題である。 海外の産業分類の事例 米国: Engineering Servicesとして分類 英国: Engineering Activitiesとして分類 韓国: 建設用役業として分類 (備考) 特定サービス産業動態統計調査によれば、エンジニアリング業の平成23年度の受注高、事業所数、従業員数は、それぞれ8.1兆円、1,127事業所、111,670人に上る。	関係省との検討の結果、第12回改定時に議論された経緯のある定義等について、明確にすることが困難である等から、今回は当意見について取り下げられた。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
129	L 学術研究、専門・技術サービス業	7499	新設	<p>「プラントメンテナンス業」を「7499 その他の技術サービス業」の内容例示から細分類へ格上げされたい。</p> <p>< 現行：第12回改定(平成19年11月)> 大分類L 学術研究、専門・技術サービス業 中分類74 - 技術サービス業(他に分類されないもの) 小分類749 その他の技術サービス業 細分類7499 その他の技術サービス業 その他の技術サービス業を提供する事業所をいう。 電気保安協会；普及指導センター； プラントエンジニアリング業；プラントメンテナンス業</p> <p>< 修正案 > 大分類L 学術研究、専門・技術サービス業 中分類74 - 技術サービス業(他に分類されないもの) 小分類749 その他の技術サービス業 細分類7491 プラントメンテナンス業 主として、石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントの性能を維持・改善することを目的に、プラントを構成する設備・装置・機器の設備管理・保全・整備・改善などの業務を請負、これらのサービスを提供する事業所をいう。</p>	<p>・石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントの性能を維持・改善するには、当該設備の適切なメンテナンス(設備管理、保全、整備、改善等)が必要不可欠。</p> <p>・近年、我が国では、新規の設備投資が伸び悩み、既存設備の高経年化が進んでいること、プラントに係る事故の発生件数は、増加傾向にあり、主要な要因の1つとして「腐食等劣化」があげられていること等から今まで以上にメンテナンスの重要性が高まっている。</p> <p>・我が国の産業競争力の維持・強化、国民生活の安心・安全の確保には、プラントに対する適切なメンテナンスが必要であるが、メンテナンスを業として行っている事業者の大半は中小企業であり、全国各地に所在しており、その数も多数に及んでいると考えられるところ、公的な統計が存在しないことから正確な実態を把握することが困難な状況。</p> <p>・そのため、細分類に「プラントメンテナンス業」を新設することを要望する。</p> <p>(1)企業数(注1) 1,284 社 (2)事業所数(注1) 2,244 事業所 (3)市場規模(注2) 9,577 億円(2010年度ベース、回答会員企業 119社) (4)従業員数(注2) 27,058 人 (同上) (注1)日本メンテナンス工業会が会員を対象に会員及び会員の協力会社を調査。 52社回答、重複等を補正済み(平成24年5月22日) (注2)日本メンテナンス工業会「会員企業概要(1年調査:2010年度データ)」 (2011年10月会報85号)より。</p> <p>(備考) ・前回の12回改訂時(平成19年)に「プラントメンテナンス業」の細分類の新設を要望したところ、「細分類7499その他の技術サービス業」の例示として「プラントメンテナンス業」が追加された経緯あり。</p>	<p>関係省との検討の結果、第12回改定時に議論された経緯のある定義等について、明確にすることが困難である等から、今回は当意見について取り下げられた。</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
130	L 学術研究, 専門・技術サービス業	7499	例示 説明文	「7499 その他の技術サービス業」定義の詳細説明、内容例示の追加を検討されたい。	7499の 例示に「プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業」があるが、調査において主な業務の内容に当該名称が記述されているものが少なく、分類時の判断が難しいため、当該関連の定義や内容例示を示してほしい。	当意見の対応については、No.128及びNo.129で提出された「プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業」の格上げ、新設の中で示すことを検討していたが、格上げ、新設の意見については今回取り下げられることになった。 「プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業」の内容については、今後も検討されることが想定されるため、当意見への対応については、格上げ、新設も含めて検討することが妥当と判断し、今回は修正しないこととする。
131	M 宿泊業, 飲食サービス業	75	説明文	「75 宿泊業」の総説に宿泊と食事を提供する事業所は収入額は比較はしないと明記されたい。	ホテルなどで宿泊料金よりレストラン、宴会収入が多くても、現行の運用では宿泊設備に着目し宿泊業として格付けしているが妥当か。	・宿泊業は、宿泊設備と食事等のサービスを併せて提供している業種と考えられることから、現行の日本標準産業分類において、宿泊設備に着目し宿泊業として格付けを行うことは妥当と考える。 なお、定義の明確化を図るため、「大分類M宿泊業、飲食サービス業」の総説、「中分類75 宿泊業」の総説及び各分類項目の説明文を修正 修正案(大分類総説) この大分類には、宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。 1. 宿泊業 宿泊業とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいう。 修正案(中分類総説) この中分類には、宿泊を提供する事業所が分類される。本分類には、一般公衆に提供する営利的宿泊施設、特定の団体の会員のみに限られる宿泊施設、会社、官公署、学校、病院などの事業体附属の宿泊施設及びキャンプ場が含まれる。 なお、その場所で飲食、催事等のサービスを併せて提供する事業所も本分類に含まれる。 貸間業は大分類K - 不動産業、物品賃貸業[6922]に、社会福祉施設の宿泊所は大分類P - 医療、福祉[85]に分類される。
132	M 宿泊業, 飲食サービス業	7511	例示	「7511 旅館、ホテル」の 例示「民宿」は旅館業法上の「簡易宿所」の営業許可を受けているものもあるので削除されたい。	旅館業は名称の規制はないためそれぞれの名称での区別は難しい。旅館業法で区別するのか、名称でよいのか。	ご指摘を踏まえ、例示については「 <u>民宿(旅館、ホテルに該当するもの)</u> 」と注書きを付すとともに、小分類752「簡易宿所」の方にも、「 <u>民宿(簡易宿所に該当するもの)</u> 」との記述を追加することとしたい。 なお、理由にある「名称での区分」については、旅館業法において、旅館業を営む場合は都道府県知事等の許可を得る必要があることから、調査対象事業所が「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」のどれに該当しているかは承知していると考えられ、あえて名称での区別をする必要があるのか疑問がある。
133	M 宿泊業, 飲食サービス業	7671	新設	「インターネットカフェ」を、「767喫茶店」から独立させ、小分類として新設。	「インターネットカフェ」は、インターネットを利用できることに付加価値があり、飲食物を提供することを目的とする店舗とは、異なる経済活動であるため。	・インターネットカフェは、インターネット利用サービスを主たるサービスとして提供していることから、大分類N「生活関連サービス業、娯楽業」に含まれるものとする。(「経済センサス-活動調査」の分類表においても、インターネットカフェ(飲食を主としないもの)は「その他の娯楽事業」に含まれている。) このため、「インターネットカフェ」を、大分類M「宿泊業、飲食サービス業」の下に小分類として新設することは行わないこととしたい。
134	M 宿泊業, 飲食サービス業	7699	項目名	「7699 他に分類されないその他の飲食店」は、小分類「769その他の飲食店」の細分類項目となっている。 「その他」のバスケット項目を設定する場合の命名原則を統一されたい。	小分類「その他の 業」、細分類「他に分類されない 業」となっているものと左記のようなものと混在している。	・ご意見を踏まえ、名称を「 <u>他に分類されないその他の飲食店</u> 」から「 <u>他に分類されない飲食店</u> 」に変更する。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
135	M 宿泊業, 飲食サービス業	772	分割	「配達飲食サービス業」は、「配達飲食サービス業(給食サービス業を除く)」と「給食サービス業」に分割することが望ましい。	現行の小分類772「配達飲食サービス業」は、主に「家計(個人)」に対してサービスを提供する事業所(宅配ピザ屋等)と、主に「産業」に対してサービスを提供する事業所(病院給食、学校給食センター)に大別される。産業連関表では、産出構造が異なる場合は別部門とした方が精度向上の観点から望ましいことから、小分類772「配達飲食サービス業」を分割することが望ましいものとする。	「配達飲食サービス業」は、日本標準産業分類の前回改定で新設された分類であり、現時点では、公的統計においてデータが十分に蓄積されていない。 このため、「経済センサス-活動調査」の結果を踏まえ、改めて検討することとしたい。
136	N 生活関連サービス業, 娯楽業	7899	新設	「マニキュア業;ペディキュア業;ネイルサロン」を「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」、の内容例示から「ネイルサービス業」として独立した分類に格上げする。 【ネイルサービス業】 ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手および足の爪に施すことによって、清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供する事業所をいう。	ネイル市場は2000年代に大きく成長してきた。ネイルサロンの数は、2009年時点で8,800件に達しており、ネイルサービスにおける消費者の認知は確実に定着している。 現在、ネイルサービス業(ネイルサロン)は、別に示すような市場規模を有しており、さらに将来的にも拡大の傾向にある。 また、アンケート調査でも、全国平均で20~40歳代の女性の21%が過去1年以内にネイルサロンを利用しており、ネイルサロンを利用していない中でも、20歳代前半では約4割が今後利用したいと回答している。ここ数年間においては、20歳代の女性でも気軽にネイルサロンを利用できるようになってきているなど、潜在的需要も大きいと思われる。 以上のように、近年、ネイル市場は拡大の一途を辿っており、今後も安定した成長が見込まれる。よって、ネイル業振興と合わせ消費者トラブルの対応等の諸施策のための企画・立案などの基礎資料を得るためには、産業分類(細分類)を設けることが必要不可欠であり、「ネイルサービス業」として独立した分類が必要と考えられる。 資料2参照	「ネイルサービス業」を新設する。 7894ネイルサービス業 化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう。 ネイルサロン;マニキュア業;ペディキュア業 ×美容業[7831];エステティック業[7892]
137	N 生活関連サービス業, 娯楽業	7899	新設	「リラクゼーション業」の細分類項目の新設を要望したい リラクゼーション業 手技を通じたコミュニケーションにより、心の緊張緩和と、身体の休養のための施術を行う事業所。 「心と身体の休養、気晴らし、緊張の緩和というリラクゼーションについて、空間演出などで、人間の五感に安らぎを与え、心をリラックスさせ、身体に対しては手指などを使って、心と身体が日々の緊張から解放される時間を提供する事業所」 (範囲) ボディケア、リフレクソロジー、ハンドリフレクソロジー、アロマオイルトリートメント、ヘッドセラピー、タイ古式、バリ式、インド式(アーユルヴェーダ)、台湾式、あかすり、タラソセラピー 他の施術や施設との違いおよび棲み分け 按摩・マッサージ・指圧 病的状態での治療を目的とし、したがって国家資格を必要とする。 「リラクゼーション業」における施術では、病的状態の治療は行わない。 スパ 大浴場の他に、露天風呂、ジャグジー、サウナなど複数の風呂を有する大規模な入浴施設。 施設そのものの名称、および施設の提供によるサービスであって、「リラクゼーション業」は入浴施設の提供事業ではない。	2010年4月の標準職業分類の改訂の際に、例示項目として「リラクゼーションセラピスト」が追加されたことに加え、順調に市場が拡大しているサービスであるため。 (参考) (一社)リラクゼーション業協会調査(2012.1末現在) 事業所数:9673軒 従事者数:32879名 市場規模:1392億円 (業界調査は今回が初である)	「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」を新設する。 7893リラクゼーション業(手技を用いるもの) 手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。 ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分類[7892]に、医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類P-医療,福祉[835]に分類される。 なお、手技を用いないでその業務を行う事業所は細分類[7899]に分類される。 ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー(心身の緊張を弛緩させるのみのも) ×ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー(皮膚を美化して体型を整えるもの)[7892];ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー(医業類似行為のもの)[8359];ゲルマニウム温浴[7899];リフレクソロジー[8359]

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
138	O 教育, 学習支 援業	8249	新設	「8249その他の教養・技能教授業」から、カルチャー教室(総合的なもの)を特掲する。	・当該業種は今後更なる高齢化社会に向う中、生涯学習関連産業の中核となることから、その振興と合わせ消費者トラブルの対応等の諸施策のための企画・立案などの基礎資料を得るためには、産業分類(細分類)を設けることが必要不可欠。 (備考) 市場規模:小分類824教養・技能教授業売上高8965億56百万円(22年特サビ実態調査)のうち、765億51百万円(構成比8.5%) 定義:領域の異なる複数の講座を開設しており、主となる事業形態が特定できない事業所。	・「カルチャーセンター業」を細分類として、次のように新設することを検討したが、他の教養・技能教授業との定義の明確な区分が困難であり、今回の新設を見送ることとする。 【定義】 ・8247カルチャーセンター業 領域の異なる複数の講座を恒常的、継続的に開講し、固定した教室等設備を有し、教養、技能等を教授する事業所をいう。 カルチャー教室(総合的なもの) ×カラオケ教室[8241];ギター教室[8241];書道教室[8242];華道教室[8243];そろばん教室[8244];英会話教室(各種学校でないもの)[8245];ゴルフ教室[8246];ヨガ教室[8249]
139	P 医療, 福祉	8491	移項	「8491 検疫所」は「大分類S 公務」へ移項されたい。	「大分類S 公務」は、平成19年の改定で、公務機関のうち公権力の行使を行いうる事業所を分類するものとされた。厚生労働省の「検疫所」も強制的な検疫業務を行う機関であることからすれば、「大分類S 公務」に位置づけられるものと考えられるため。	8491「検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)」は、日本標準産業分類の設定当初から、「保健所」と同様、保健衛生に含まれる形で整理されている。このため、保健衛生に係る統計データの継続的な把握の観点から、現行どおりの扱いとすることが適当と考える。なお、仮に、ご指摘のとおり、検疫所を「大分類S 公務」に位置づけた場合、9731「行政機関」として他の行政機関と合わせて把握されることとなり、保健衛生に係る統計データを従来どおり把握できず、問題がある。
140	P 医療, 福祉	85	分割	「85 社会保険・社会福祉・介護事業」を「社会保険、社会福祉」と「介護事業」を分けて分類していただきたい。	「介護事業」への需要は大きく、少子高齢化により、今後も需要が高まっていくことが予想され、介護事業のみの数値の推移を把握し、介護業界における雇用情勢の分析に必要なため。	・「介護事業」の分離・特掲は、日本標準産業分類の第11回改定において議論が行われているが、最終的に見送られている状況にある。 ・「平成24年経済センサス-活動調査」では、「医療、福祉」を主たる産業とする事業所において、収入額が「医療収入」「介護事業収入」「社会保険事業収入」「保健衛生事業収入」「社会福祉事業収入」の別に把握される。このため、第11回改定において示された問題について、ある程度、データに基づく分析が可能と考えられる。 ・このため、「経済センサス-活動調査」の結果が出てから、改めて検討することとしてはどうか。
141	R	8816	例示	「8816 ごみ処分業」の例示から「ごみ高速たい(堆)肥化業」を削除されたい。	産業分類上では、原材料がごみであっても新製品の製造加工を行う場合は製造業にしているため、ごみ処分業に含まれるのは焼却、破碎、埋立てまでではないか。	(「ごみ処分業」の例示から「ごみ高速たい(堆)肥化業」を削除されたいという意見に対しては、焼却、破碎、埋立てだけでなく、再生を行う場合もごみ処分業に含まれると判断されるため、改定不要と判断する。)
142	R	8919	例示	「8919 その他の自動車整備業」の内容例示内容例示に「自動車ガラス修理業」を掲載いただきたい。 自動車ガラス修理業の定義 :主として自動車のガラスの交換修理を行う事業所を言う。	自動車ガラス修理業は、自動車タイヤ修理業や自動車ブレーキ修理業と同様に、主として自動車の部分品の修理を行っている事業所であり、事業所の性質・事業内容からすれば「その他の自動車整備業」に位置づけられるべきものである。 資料3参照	左記理由欄の実態を踏まえ、内容例示に「自動車ガラス修理業」を追加

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
143	R	9011	例示	「9011 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)」の内容例示に「ボイラー・圧力容器整備業」を追加する。	ボイラー・圧力容器については、その内部に莫大なエネルギーを有していて、爆発・破裂事故が発生した際には死亡災害や大規模な災害を招くおそれが高いことから、適切に整備されることが不可欠であるため、その整備業務を就業制限業務と定め、かつ、国家資格としてボイラー整備士免許を設けている。 また、その免許交付に必要な一定の実務経験については、ほぼ全ての者がボイラー・圧力容器整備業者のもとで補助業務に従事することにより得ていることから、ボイラー・圧力容器整備業者は、ボイラー整備士免許制度の安定的運営に欠かせない存在となっている。 したがって、引き続きボイラー・圧力容器が適切に整備されるようにする必要のあることから、ボイラー・圧力容器整備業者の数を継続的かつ定量的に把握することが必要であるため。 (備考) ボイラー整備士免許交付数:約2,500件/年 実務経験の取得方法 免許取得者のうち99.8%:ボイラー・圧力容器整備業者のもとで補助業務 免許取得者のうち0.2%:職業訓練 ボイラー整備士でなければ整備することができないボイラー・圧力容器の数:約150,000基	意見要望を踏まえ「ボイラー・圧力容器整備業」を内容例示に追加する。 特定サービス産業実態調査の機械修理業の内容例示にボイラの記載あり。 経済センサス活動調査の一般機械器具の修理業務の内容例示にボイラの記載あり。
144	R	9111	例示	「9111 職業紹介業」の例示「ファミリーサポートセンター」について、職業紹介業としてよいのか再考されたい。	ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。次世代育成支援対策交付金の対象。	ファミリーサポートセンターは、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者に対して、援助を行うことを希望する者を紹介することを主な事業としており、生産活動としては、他の職業紹介業の提供するサービスと類似していると考えられる。 このため、日本標準産業分類の細分類「9111職業紹介業」に含めるとする現行の取扱いは妥当なものとする。
145	R	922	新設	「922建物サービス業」から「ハウスクリーニング業」を独立させ、Nの「79 その他の生活関連サービス業」に小分類として新設。	個人宅の居室やエアコン等を清掃する業種は、家事代行サービスの一環であり、ビル等の清掃を請け負うサービス業とは異なる経済活動であるため。	「中分類92」は「企業経営を対象としたサービスを提供する…」となっており、もともと「(個人宅)ハウスクリーニング業」は含まれない。 なお、「(個人宅)ハウスクリーニング業」は「中分類79 - その他の生活関連サービス業」の「799 他に分類されない生活関連サービス業」のうち「7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業」に分類される。誤解が生じないよう、「7999」の「例示」に「ハウスクリーニング業」を追加する。 「7999」の「例示」に「ハウスクリーニング業(個人宅)」を追加(大分類Nで対応済)

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
146	R	92	新設	「92 その他の事業サービス業」について、「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されるものが多くなっている。例えば「コールセンター」など項目立てできるものについては項目立てするなどし、「その他」に落とすものの整理が必要。	「929他に分類されない事業サービス業」 業所数:43,528事業所 (備考) 事業所数:平成21経済センサス基礎調査確報値	「小分類929」は「中分類92」に対して、事業所数で52.0%を占めている。当分類の内訳について、平成21年経済センサス-基礎調査結果を見ると、現存する「9291,9292,9293」に比べ、従業者数が非常に多い「コールセンター」及び「医療事務」があることが分かった。双方とも従業者数において、細分類項目新設のための量的基準を超えている。 このうち、「医療事務」については、当事務が中心の企業において副業として行っている業務が増加している実態が確認でき、医療事務の安定的な維持とならない可能性があるため、平成24年経済センサス-活動調査の結果を見て検討することとしたい。
147	R	9299	新設	「コールセンター業」を主とする産業(細)分類の新設	現行の日本標準産業分類において、「コールセンター業(顧客への電話対応を専門に行う業務)」は、コールセンターと類似性のない他業種(新聞切抜業、鉄くず破砕請負業、船舶解体請負業等)とあわせて「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されることから、コールセンターの誘致等の施策を検討・評価するに当たり、「コールセンター業」の規模や動向等を十分に把握・分析することができず、対応に苦慮しているため。	「コールセンター業」を「小分類 929」の細分類として新設する。
148	R	9299	新設	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれる「パーティ請負業;バンケットサービス業」を、独立した分類に格上げをしていただきたい。 【バンケットサービス業】 主として各種イベントの企画・運営を行い、ホテル・会館・ホール・料亭・割烹等で開催される各種イベントにおける客の迎え、案内、誘導、接客等を行うサービス業務を請負う事業所。ただし、主として派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とする事業所は、大分類R - サービス業(他に分類されないもの)(9121)に、主として客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所は大分類M - 宿泊業、飲食サービス業(7721)に分類される。	バンケットサービス市場について、企業数、売上高、資本金、従業員数、レセプタント()数で観る過去5年間の推移は堅調に拡大してきている。 これは、高齢化社会に伴う、故人のお別れ会の増加など経済状況の影響を比較的受けにくい部分での業績が増加していることに起因する。 この傾向は、今後も続き、安定した成長が見込まれることから、その振興等の諸施策のための企画・立案などの基礎資料を得るためには、産業分類(細分類)を設けることが必要不可欠。「バンケットサービス業」として独立した分類に格上げする必要があると考えられる。 旧呼称はバンケットコンパニオン。 資料4参照	平成21年経済センサス-基礎調査の結果をみると、細分類新設のための量的基準に達しないものと思われる。 現行のままとする。

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
149	R	9299	新設	「レッカー車業」を「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示から、独立した分類への格上げする 【レッカー車業】 主として、道路上の事故車、故障車等を前輪または後輪を吊り上げて排除するサービスを提供する事業所をいう。 ただし、主として自動車の整備修理を総合的に行う事業所は、大分類R - サービス業(他に分類されないもの)(8911)に、 主として自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行う事業所は大分類R - サービス業(他に分類されないもの)(8919)に分類される。	我が国において、自動車社会が進展するなか、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、未だ年間約70万件近い値で推移している(ピーク時は、952,191件(平成16年))。このような状況のなか、レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない、公共的・社会的役割を担っている。 また、東日本大震災を受けて、都道府県が全国組織のレッカー団体と災害協定(大規模災害が発生した場合、当該都道府県からの要請に応じて、応急復旧活動等の障害となる車両・障害物の除去等の救援活動を実施する協定)を結ぶ動きも見られ、レッカー事業者の役割は益々重要になっている。 上記の事情に鑑み、今般の改正で格上げをお願いしたい。 資料5参照	平成21年経済センサス-基礎調査の結果をみると、細分類新設のための量的基準に達しないと思われる。 現行のままとする。 経済産業省検討結果 「レッカー車業」の平成23年事業所数2,151(業界調査データ)。 事業所数データの算出方法は、業界団体傘下の各都道府県組合を通じて団体加盟の有無を問わず電話等で照会実施。業界団体によると、名称にかかわらず、レッカーを主業にしているものがあるようであり、リスト中の大部分の事業者がレッカー業を主業としている。 経済センサス基礎調査(平成21年)の調査結果 「レッカー車業」の上位(含む)小分類 929「他に分類されない事業サービス業」 ・事業所数_43,528 ・従業者数_875,731 量的基準 「レッカー車業」「他に分類されない事業サービス業」 2,151事業所 / 43,528事業所 事業所数の構成比 5.1% 細分類新設の量的基準に達していない事もあり、今回は新設を見送ることとする。
150	R	9299	例示	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の例示に展示会の企画・立案・運営サービスを行う「展示会サービス」を入れていただきたい。	展示会の市場規模 307,758百万円(平成21年) (出展:平成22年度 サービス産業活動環境整備調査事業(展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業)報告書) 業界団体(平成24年5月7日現在) ・日本展示会協会(会員数:261社) ・全国展示場連絡協議会(会員数:54団体・66施設) ・大規模展示場連絡会(会員数:7団体)	「展示会サービス」の名称からは、「ディスプレイ業(9291)」、「展示会の企画・運営(9299)」、「商品展示所(9299)」、「展示会施設の管理運営(9511)」等が考えられる。関係省と協議の結果、内容例示としての確かな事例を追加する。 「例示」に「展示会(見本市を含む)の企画・運營業」を追加する。
151	R	94	説明文	「94 宗教」の総説に、同一敷地内で宗教活動以外の事業を営んでいる宗教事業所に含めるとの説明文を追加されたい。	一般原則とは異なり、現行の運用では複数の事業を行っていても比較せず宗教事業所として格付けしているが妥当か。	総説に以下を追加、 「なお、神社、寺院、教会などが、同一敷地内で結婚式場、駐車場、保育所などの事業を併せて行っている場合でも、本分類に含める。ただし、別法人で宗教活動以外の事業を行っている場合は、別の事業所として、それぞれの産業に分類される。」

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
152	R	94	移項	<p>【参考】 複数の宗教関係団体、宗教法人から基本的に公益事業が中心の宗教活動がサービス業に分類されていることに強い違和感を感じており、宗教は、サービス業ではなく「文化関連産業」「教育・文化産業」とすべきとの強い意見があった。</p>		<p>「日本標準産業分類」は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類し、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図る目的として作成しているもの。 なお、ここでいう「サービス」とは、売買した後にモノが残らず、効用や満足などを提供する形のない財のことを意味し、概念としては幅広いものである。 なお、国際的な産業分類である「国際標準産業分類(ISIC)」及び米国で使用している「北米産業分類(NAICS)」を見ても、以下のとおり、「宗教団体」はいずれも「その他のサービス業」に含まれているところである。</p> <p>ISIC ver.4 大分類S その他のサービス業 中分類94 会員制団体 小分類949 その他の会員制団体 9491 宗教団体</p> <p>NAICS 2012 大分類81 その他のサービス業(公務を除く) 中分類813 宗教・助成金調達・市民・専門・類似団体 小分類8131 宗教団体 細分類81311 宗教団体</p>

連番	大分類	符号	内容	意見等	理由	対応案
153	R□	9511	新設	<p>「9511 集会場」の中に、主に展示会を運営する施設も含まれているが、主にイベント・展示会(商談を含み、フリーマーケットや路上販売を除く。)を行う施設においては、集会場と切り分けて「展示会施設」として産業分類を行うべきと考える。</p>	<p>展示会の市場規模 307,758百万円(平成21年) (出展:平成22年度 サービス産業活動環境整備調査事業(展示会産業活性化のための標準の確立及びビジョン策定等に関する調査事業)報告書) 業界団体(平成24年5月7日現在) ・日本展示会協会(会員数:261社) ・全国展示場連絡協議会(会員数:54団体・66施設) ・大規模展示場連絡会(会員数:7団体)</p> <p>1.「展示会施設」業を新設することについて 新設する必要性の明示を ・集会場と切り分ける背景・必要性 ISOの定義によると、展示会の定義は「商品・サービス・情報などを展示、宣伝するためのイベント(ただし、フリーマーケットや路上販売は含まない)」となっている。 展示会産業は、参加企業に新たなビジネス機会、顧客獲得の場を提供するなど、我が国産業の振興・発展に重要な役割を果たす経済インフラとして認知されており、出展企業間の情報・技術交流や技術競争を促進するなど、「ヒト・モノ・情報」の交流を促進し、新たな産業創出に寄与する産業である。さらに、都市のイメージやブランド力の形成に寄与し、国内外の都市間競争に勝ち残る手段のひとつとなっている。</p> <p>また、観光の観点から、MICEの一環として、高い集客・交流機能を有し、出展や商談を契機とした海外からの誘客獲得の重要な手段であり、出展者や来場者など多様な主体による消費活動を誘発するほか、地域資源の対外情報発信力や購買力を向上させ、地域経済に対して幅広い波及効果をもたらす産業である。 こうした中、平成22年6月18日閣議決定された新成長戦略において、展示会を含むMICE(MICEのEはEvent、Exhibition(文化・スポーツイベント、展示会、見本市など))を積極的に誘致・推進をすることが明示された。これを踏まえ、経済産業省では、平成23年2月に展示会産業活性化ビジョンを策定し、展示会産業の国際化・活性化に焦点を当て、展示会統計の透明性・信頼性の確保、人材育成などの方策を取りまとめている。 こうした背景の下、多くの人々が共同の目的で一時期に一定の場所に集まる「集会場」では概念が漠然としており、対象が不明確であることから、「展示会施設業」を明示的に切り分け、新設する必要があると考える。また、東京ビッグサイト、幕張メッセといった展示会施設は既に存在しており、日本標準産業分類に一つの分類を独立させ明確化する必要があると考える。</p>	<p>平成21年経済センサス-基礎調査の結果をみると、細分類新設のための量的基準に達していないものと思われる。 また、当該分類の施設は、講演会、セミナー、集会等さまざまな目的で使用されるため、切り分けることはできない。</p> <p>現行のままとする。</p>

提出資料

<p>資料1 印刷</p> <p>経産</p>	<p>E 製造業</p>	<p>2644</p>	<p>例示</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="10">工業統計(品目種)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">印刷機械</th> <th colspan="2">製紙機械(活字鑄造機を含む)</th> <th colspan="2">製本機械</th> <th colspan="2">活工機械</th> <th colspan="2">印刷・製本・活工機械の部材品・取付具・付属品</th> </tr> <tr> <th>比前年</th> <th>事業所数</th> <th>比前年</th> <th>事業所数</th> <th>比前年</th> <th>事業所数</th> <th>比前年</th> <th>事業所数</th> <th>比前年</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>302.628</td> <td>119</td> <td>40.121</td> <td>21</td> <td>39.735</td> <td>46</td> <td>40.900</td> <td>68</td> <td>121.153</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>303.893</td> <td>118</td> <td>34.545</td> <td>19</td> <td>47.308</td> <td>51</td> <td>42.264</td> <td>70</td> <td>120.302</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>279.748</td> <td>125</td> <td>35.589</td> <td>20</td> <td>47.583</td> <td>50</td> <td>35.876</td> <td>61</td> <td>125.283</td> <td>635</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>154.399</td> <td>100</td> <td>18.873</td> <td>20</td> <td>31.015</td> <td>45</td> <td>32.427</td> <td>61</td> <td>74.820</td> <td>551</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>302.628</td> <td>119</td> <td>18.537</td> <td>21</td> <td>25.814</td> <td>46</td> <td>30.289</td> <td>64</td> <td>66.410</td> <td>505</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：経済産業省</p>		工業統計(品目種)										印刷機械		製紙機械(活字鑄造機を含む)		製本機械		活工機械		印刷・製本・活工機械の部材品・取付具・付属品		比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数	平成18年	302.628	119	40.121	21	39.735	46	40.900	68	121.153	642	平成19年	303.893	118	34.545	19	47.308	51	42.264	70	120.302	648	平成20年	279.748	125	35.589	20	47.583	50	35.876	61	125.283	635	平成21年	154.399	100	18.873	20	31.015	45	32.427	61	74.820	551	平成22年	302.628	119	18.537	21	25.814	46	30.289	64	66.410	505
	工業統計(品目種)																																																																																									
	印刷機械		製紙機械(活字鑄造機を含む)			製本機械		活工機械		印刷・製本・活工機械の部材品・取付具・付属品																																																																																
	比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数	比前年	事業所数																																																																																
平成18年	302.628	119	40.121	21	39.735	46	40.900	68	121.153	642																																																																																
平成19年	303.893	118	34.545	19	47.308	51	42.264	70	120.302	648																																																																																
平成20年	279.748	125	35.589	20	47.583	50	35.876	61	125.283	635																																																																																
平成21年	154.399	100	18.873	20	31.015	45	32.427	61	74.820	551																																																																																
平成22年	302.628	119	18.537	21	25.814	46	30.289	64	66.410	505																																																																																
<p>資料2 ネイルサロン</p> <p>経産</p>	<p>N 生活関連サービス業、娯楽業</p>	<p>7899</p>	<p>新設</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>■ネイルサロンの販売金額の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>金額(百万円)</th> <th>伸長率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005年(H17)</td><td>40,800</td><td>—</td></tr> <tr><td>2006年(H18)</td><td>57,900</td><td>141.9%</td></tr> <tr><td>2007年(H19)</td><td>88,600</td><td>153.0%</td></tr> <tr><td>2008年(H20)</td><td>122,950</td><td>138.8%</td></tr> <tr><td>2009年(H21)</td><td>128,200</td><td>104.3%</td></tr> <tr><td>2010年(H22)見込</td><td>135,300</td><td>105.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>出典『ネイル白書 2010-2011』 調査：株式会社富士経済</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>■ネイルサロンの施設数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>施設数</th> <th>伸長率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005年(H17)</td><td>4,750</td><td>—</td></tr> <tr><td>2006年(H18)</td><td>5,600</td><td>117.9%</td></tr> <tr><td>2007年(H19)</td><td>6,550</td><td>117.0%</td></tr> <tr><td>2008年(H20)</td><td>8,050</td><td>122.9%</td></tr> <tr><td>2009年(H21)</td><td>8,800</td><td>109.3%</td></tr> <tr><td>2010年(H22)見込</td><td>9,500</td><td>108.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>出典『ネイル白書 2010-2011』 調査：株式会社富士経済</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>■ネイルサロンの就業人口の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>就業者数</th> <th>伸長率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2005年(H17)</td><td>*29,500</td><td>—</td></tr> <tr><td>2006年(H18)</td><td>*32,000</td><td>108.5%</td></tr> <tr><td>2007年(H19)</td><td>35,000</td><td>109.4%</td></tr> <tr><td>2008年(H20)</td><td>*44,000</td><td>125.7%</td></tr> <tr><td>2009年(H21)</td><td>50,500</td><td>114.8%</td></tr> <tr><td>2010年(H22)見込</td><td>*54,500</td><td>107.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>出典『ネイル白書 2010-2011』 調査：株式会社富士経済 ※は日本ネイリスト協会の推計による</p> </div>	年次	金額(百万円)	伸長率	2005年(H17)	40,800	—	2006年(H18)	57,900	141.9%	2007年(H19)	88,600	153.0%	2008年(H20)	122,950	138.8%	2009年(H21)	128,200	104.3%	2010年(H22)見込	135,300	105.5%	年次	施設数	伸長率	2005年(H17)	4,750	—	2006年(H18)	5,600	117.9%	2007年(H19)	6,550	117.0%	2008年(H20)	8,050	122.9%	2009年(H21)	8,800	109.3%	2010年(H22)見込	9,500	108.0%	年次	就業者数	伸長率	2005年(H17)	*29,500	—	2006年(H18)	*32,000	108.5%	2007年(H19)	35,000	109.4%	2008年(H20)	*44,000	125.7%	2009年(H21)	50,500	114.8%	2010年(H22)見込	*54,500	107.9%																							
年次	金額(百万円)	伸長率																																																																																								
2005年(H17)	40,800	—																																																																																								
2006年(H18)	57,900	141.9%																																																																																								
2007年(H19)	88,600	153.0%																																																																																								
2008年(H20)	122,950	138.8%																																																																																								
2009年(H21)	128,200	104.3%																																																																																								
2010年(H22)見込	135,300	105.5%																																																																																								
年次	施設数	伸長率																																																																																								
2005年(H17)	4,750	—																																																																																								
2006年(H18)	5,600	117.9%																																																																																								
2007年(H19)	6,550	117.0%																																																																																								
2008年(H20)	8,050	122.9%																																																																																								
2009年(H21)	8,800	109.3%																																																																																								
2010年(H22)見込	9,500	108.0%																																																																																								
年次	就業者数	伸長率																																																																																								
2005年(H17)	*29,500	—																																																																																								
2006年(H18)	*32,000	108.5%																																																																																								
2007年(H19)	35,000	109.4%																																																																																								
2008年(H20)	*44,000	125.7%																																																																																								
2009年(H21)	50,500	114.8%																																																																																								
2010年(H22)見込	*54,500	107.9%																																																																																								

提出資料

<p>資料3 自動車ガラス</p> <p>経産</p>	<p>R サービス業 (他に分類されないもの)</p>	<p>8919</p>	<p>例示</p>	<p>1. 直近5年間の事業者（≒事業所）数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1,210社</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,150社</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,180社</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,150社</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,130社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 日本自動車ガラス販売施工事業協同組合による推計</p> <p>2. 直近5年間の市場規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間売上金額</th> <th>市場環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>868億円</td> <td>九州 中国台風13号</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>868億円</td> <td>九州台風4号 中越地震 雪多</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>715億円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>970億円</td> <td>東日本大震災 全国雪多</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,021億円</td> <td>東日本大震災 茨城竜巻 東京雪</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 日本自動車ガラス販売施工事業協同組合による推計</p>	年度	事業者数	平成19年度	1,210社	平成20年度	1,150社	平成21年度	1,180社	平成22年度	1,150社	平成23年度	1,130社	年度	年間売上金額	市場環境	平成19年度	868億円	九州 中国台風13号	平成20年度	868億円	九州台風4号 中越地震 雪多	平成21年度	715億円	—	平成22年度	970億円	東日本大震災 全国雪多	平成23年度	1,021億円	東日本大震災 茨城竜巻 東京雪						
年度	事業者数																																							
平成19年度	1,210社																																							
平成20年度	1,150社																																							
平成21年度	1,180社																																							
平成22年度	1,150社																																							
平成23年度	1,130社																																							
年度	年間売上金額	市場環境																																						
平成19年度	868億円	九州 中国台風13号																																						
平成20年度	868億円	九州台風4号 中越地震 雪多																																						
平成21年度	715億円	—																																						
平成22年度	970億円	東日本大震災 全国雪多																																						
平成23年度	1,021億円	東日本大震災 茨城竜巻 東京雪																																						
<p>資料4 バンケット サービス</p> <p>経産</p>	<p>R サービス業 (他に分類されないもの)</p>	<p>9299</p>	<p>新設</p>	<p>バンケットサービス業界の実態</p> <p style="text-align: right;">日本バンケット事業協同組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>22年度</th> <th>21年度</th> <th>20年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数 (社)</td> <td>1,124</td> <td>1,102</td> <td>1,069</td> <td>1,016</td> <td>945</td> </tr> <tr> <td>売上高 (単位:百万円)</td> <td>67,484</td> <td>66,134</td> <td>64,150</td> <td>60,943</td> <td>56,677</td> </tr> <tr> <td>資本金 (単位:千円)</td> <td>15,740</td> <td>15,425</td> <td>14,962</td> <td>14,214</td> <td>13,219</td> </tr> <tr> <td>常時雇用する 従業員数(人)</td> <td>5,620</td> <td>5,508</td> <td>5,342</td> <td>5,075</td> <td>4,720</td> </tr> <tr> <td>レセプタント数 (人)</td> <td>123,640</td> <td>121,167</td> <td>117,532</td> <td>111,656</td> <td>103,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>バンケットサービス業の定義</p> <p>各種イベント(宴会・パーティー・披露宴・その他)パーティーの企画・運営を行い、ホテル・会館・ホール・料亭・割烹等で開催される各種イベント(宴会・パーティー・披露宴・その他)における客の迎え、案内、誘導、接遇等を行うサービス業務を請負う事業。</p> <p>出展: 日本バンケット事業協同組合</p>		23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	企業数 (社)	1,124	1,102	1,069	1,016	945	売上高 (単位:百万円)	67,484	66,134	64,150	60,943	56,677	資本金 (単位:千円)	15,740	15,425	14,962	14,214	13,219	常時雇用する 従業員数(人)	5,620	5,508	5,342	5,075	4,720	レセプタント数 (人)	123,640	121,167	117,532	111,656	103,840
	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度																																			
企業数 (社)	1,124	1,102	1,069	1,016	945																																			
売上高 (単位:百万円)	67,484	66,134	64,150	60,943	56,677																																			
資本金 (単位:千円)	15,740	15,425	14,962	14,214	13,219																																			
常時雇用する 従業員数(人)	5,620	5,508	5,342	5,075	4,720																																			
レセプタント数 (人)	123,640	121,167	117,532	111,656	103,840																																			

提出資料

資料5 レッカー車	R サービス業 (他に分類され ないもの)	9299	新設	レッカー車業の市場規模等について					
					19年	20年	21年	22年	23年
経産				事業所数	3,745	3,762	3,784	3,804	3,833
				売上(百万円)	43,282	41,542	43,081	43,689	43,381
				従事者数(人)	8,914	8,924	8,951	9,014	9,141
				<small>(出所) 全国車載車・レッカー事業協同組合(設立準備中)、全日本高速道路レッカー事業協同組合調べ</small>					
				【レッカー車業の定義】 道路上の事故車、故障車等を排除するサービスを提供する事業所をいう。					